

第百八十回国
参議院經濟産業委員会會議録第十一号

平成二十四年八月二十八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

七月二十六日

武内 則男君

補欠選任

八月二十七日

高橋 千秋君

補欠選任

林 久美子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

前川 清成君

轟木 利治君

安井美沙子君

関口 昌一君

牧野たかお君

姫井由美子君

直嶋 正行君

林 久美子君

藤原 正司君

増子 輝彦君

柳澤 光美君

磯崎 仁彦君

岩城 光英君

末松 信介君

二之湯 智君

松山 政司君

脇 雅史君

松 あきら君

松田 公太君

浜田 和幸君

荒井 広幸君

国務大臣

経済産業大臣

枝野 幸男君

大臣政務官

経済産業大臣政務官

北神 圭朗君

事務局側

常任委員会専門員

山田 宏君

政府参考人

内閣府大臣官房審議官

佐々木克樹君

資源エネルギー庁長官

高原 一郎君

資源エネルギー庁資源・燃料部長

安藤 久佳君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査(中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案に関する件)

○委員長(前川清成君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る七月二十六日、武内則男君が委員を辞任され、その補欠として高橋千秋君が選任されました。

また、昨日、高橋千秋君が委員を辞任され、その補欠として林久美子君が選任されました。

○委員長(前川清成君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府大臣官房審議官佐々木克樹君外二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前川清成君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(前川清成君) 災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。枝野経済産業大臣。

○国務大臣(枝野幸男君) おはようございます。

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

今般の東日本大震災では、製油所、油槽所等の石油施設及び道路、鉄道、港湾やタンクローリー等の物流施設が広範囲にわたって被災し、供給体制の構築に時間を要したため、被災地等への迅速な石油供給に支障が生じました。また、震災後、我が国の資源・エネルギーに係る動向が激変する中、その安定的な供給を確保することの重要性が一層増大しております。

こうした状況を踏まえ、石油を始めとしたエネルギーの安定供給を図るため、災害時の石油供給の体制を強化するとともに、資源獲得に向けた体制を整備するための措置を講じることが必要であります。

このため、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油需給適正化法及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法を改正する本法律案を提出いたしました。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、海外からの石油の供給不足時だけでなく、災害による国内の特定地域への石油の供給不足時にも備蓄石油を放出できるよう、発動要件を見直します。

第二に、災害時に直ちに被災者等への石油の供給が行われるよう、石油会社に対して、共同で、地域ごとに、災害時の石油の供給に関する計画をあらかじめ作成させ、災害時には経済産業大臣の判断により、その実施を勧告できることとします。

第三に、石油製品の国家備蓄を拡充していくことと併せ、国家備蓄石油のうち石油製品については、その管理を石油会社に委託できることとします。

第四に、一定の要件に該当するガソリンスタンドを災害時における給油の拠点とするため、石油販売業者に対して、そのガソリンスタンドの給油に係る設備の状況についての届出義務を追加します。

第五に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の石炭資源開発業務、地熱資源開発業務等を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に移管し、出資業務等の支援機能を整備します。

第六に、財政投融资特別会計の投資勘定の資金を、天然ガス等の資源開発への出資等の業務に対して活用することができるよう、経理の区分を見直します。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(前川清成君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○安井美沙子君 おはようございます。民主党・新緑風会の安井美沙子でございます。

本日審議の対象となっている通称石油備蓄法ですが、災害時の石油の供給については、私も被災地に行つて実際にガス欠に遭ひまして非常に大変な目に遭ひましたので、本日にこの法案がいよいよ審議にかかったことは大変歓迎しておりますけれども、今日はあえて後の方にあります資源開発に係る支援機能の集約化、整備と、こちらの方に着目して質問させていただきたいと思ひます。

もちろん災害時のことも重要であることは間違いないわけですが、低迷を続ける日本経済にとつて資源開発を強化することが非常に私は重要だと思つておりまして、かねてからそう思つておりましたので、今日はこちらに集中させていただくことにいたします。

ちなみに、二〇三〇年に原発依存度をどの程度にするかというこの議論で盛り上がりつつあります。まさにエネルギー・環境会議が提示した三つの選択肢に対して政府が募集したパブリックコメントでは九万弱の回答が寄せられ、そのうち八七％が原発依存度を〇％を選び、各種マスコミの世論調査でも四割前後の人々が〇％が望ましいと答えています。それらを勘案して政府として九月初めにエネルギーのベストミックス、それからCO₂の排出量に関する方針を含んだ革新的エネルギー・環境戦略が明らかになることと思ひます。民主党の中でも先日発足したエネルギー・環境調査会で今月末を目途に提言をまとめる予定となっております。

しかし、冷静に考えますと、三つの選択肢のどれを選んでも、直近の原発依存度二六％を下回る方向になることには変わりありません。また、六

月末に成立した原子力規制委員会設置法で規定された四十年廃炉ルールを厳格に適用すれば、二〇三〇年には一五％以下にならざるを得ません。原発依存度が下がる分を全て即座に再生エネルギーで置き換えようとしても無理がありまして、現実には化石燃料への依存度を高めるしかありません。その中でもCO₂の排出量の少ないLNGが現実的な選択肢だと思つております。

今日はこの辺を中心にお伺いするんですけれども、まず枝野大臣のこのLNGに対する考えを先に確認させていただきたいと思ひます。

○国務大臣(枝野幸男君) 御指摘のとおり、将来の原子力をどうするかということにかんにかかわらず、これを減らしていくという方向ということであるのは間違いないわけですので、そうしたところの中で火力、発電における火力のウエートが、どの程度の期間か、どの程度のウエートかは別としても、より重要になることは間違いないと思つております。

そうしたところの中で、一つには御指摘の二酸化炭素の排出量が相対的に小さいと、それからアメリカのシェールガス革命を始めとして、相対的により安価に調達できる可能性が高いといったことなどを始めとして、この天然ガスの安定的そして低廉な確保ということが我が国のエネルギー政策にとつて大変重要なポイントであるというふうに認識をしております。

○安井美沙子君 ありがとうございます。大臣との認識が一致しているということで先に質問を進めさせていただきましますけれども、昨年の福島原発事故を受けて私の地元、近くですけれども、浜岡原発が政府の要請によつて操業を停止したために中部電力では火力発電量を急遽増やすことになりまして、それに対応するためにカタールからのLNGのスポット買いを増やし、その結果、様々なコストで三千六百億円上乗せに、余計に掛かったんですね。

先ほど大臣も御言及されましたアメリカのシェールガス革命によつて天然ガスの供給がアメ

リカで増えて、それとともに価格が下がる傾向にあるということで、中部電力でもより安いLNGを求めて、中東依存度を下げて、これからアメリカからの輸入を真剣に検討し、実際に購入も始めているわけですが、アメリカのLNG輸出は自由貿易協定の締結国が条件となっておりますから、個別承認がなければ日本には輸出できないということがあります。日本のTPP交渉参加のめどが今のところ立つておりません。アメリカとの交渉に直接当たつていらっしゃる枝野大臣の対米資源外交に関する展望をお伺いします。

○国務大臣(枝野幸男君) 御指摘のとおり、LNGを米国から輸入するに当たっては、日本の場合はその許可が必要となります。このため私、就任以来、米国に対して様々な形で働きかけを行つております。特に直近のところでは三月にチュー・エネルギー庁長官と会談いたしました。また、六月と七月には相次いで国際会議の場でポネマン・エネルギー省の副長官とも会談をいたしました。いずれの場面においても、我が国から同盟国に対する最大の期待として、この許可を適切、迅速に与えてほしいということを強く要請をしているところでございます。

もちろん、相手国の様々な事情や手続がございますので確定的なことを申し上げられる段階ではありませんが、私は、こうした会談でのやり取り、経緯の中から、一定の手続の時間は必要かと思ひますけれども、私どもの置かれている状況、その中で、米国の天然ガスに対する期待というものを十分受け止めた同盟国としての適切な対応をさせていただけるものという感触を得るところでございますが、これについては気を緩めることなく、引き続きアメリカに対して強く求めてまいりたいと思つております。

○安井美沙子君 御努力、本当にありがとうございます。私からも、引き続きこの努力を続けていただくようお願いいたします。その浜岡停止の後ですが、中部電力さんとお話をしておりまして、企業の個別の努力に負うと

ころが多いという話を、その当時はですね、聞いておりまして、日本の総理大臣も経産大臣も力タールに行つたことがないと、カタールの総理大臣に会つたことがないというようなことを聞いておりましたが、そのころと大分事情が変わつて御努力いただいていること、感謝申し上げます。

現在のLNGの輸入先は、マレーシアを筆頭に、オーストラリア、カタール、インドネシアと続いておりますけれども、アメリカも含めて今後の地域分散をどういうふうに進導していきたいとお考えでしょうか。具体的に動いているプロジェクトの規模などもお示しいただきながら、日本としてのLNG調達の戦略と優先順位をお伺いします。

○国務大臣(枝野幸男君) これまで、御指摘のカタールを始めとして中東の幾つかの天然ガスの産出国には、日本に対する安定供給に大変御協力をしてくださっているところがございますが、同時に、供給先、調達先を分散化していくということは大変重要であると思つております。

そうしたところの中で、やはり最優先であるのは、シェールガスの生産拡大をし、価格が低下をしている北米、アメリカ合衆国にカナダを加えた北米からのLNGの輸入が最重要であると思つております。二〇一六年以降には、我が国の年間輸入量の約二割に相当する天然ガスの引取りを目指す取組が、一義的な主体は日本企業ということでございますが、進められております。政府としても、米国からの輸出の許可を得るべく働きかけを行つていられることを申し上げたところでございますが、様々な、権益の確保を含めて政府としてもバックアップをして、その実現に向けて後押しをしているところでございます。

同時に、オーストラリアでは、我が国企業が主導する初の大規模LNGプロジェクトであるイクシスLNGプロジェクトが進行をしております。二〇一六年以降、日本の年間輸入量の二割弱に上つての供給が見込まれているところでございます。さらに、ロシアにおいてもウラジオストクに

おけるLNGプロジェクトの事業化を日ロ共同で研究をしているところでございます。

政府としては、こうした世界各地で進むLNGのプロジェクトに対して引き続き官民一体となった資源外交を推進するとともに、今回の法案で御審議いただいておりますとおり、JOGMECを通じてリスクマネーの供給等を通じてしっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

○安井美沙子君 ありがとうございます。

最後に御言及いただいた今度の改正法案でJOGMEC法の改正が含まれておりまして、産出資を天然ガスなどの資源開発に活用できるということですが、これによってシェールガスも含め開発段階にあるガス田の積極的な買収が可能となるわけですが、改正内容が海外の資源開発に与える影響について、できるだけ具体的に教えてください。

○政府参考人(安藤久佳君) 御説明申し上げます。

今委員御指摘のとおり、新たに今回法律を通していただきますと、産業投資資金が広範な業務に投入させていただけるということになります。具体的な効果ということですが、まず、これまで、現行法に基づきましてはエネルギー特別会計を中心に約三百四十億円の予算をいただいておりますけれども、改正をさせていただいた際には産業投資資金が大幅に使えることになりまして、約四倍弱の、約千二百億円のリスクマネーを供給できるようになるということでございます。こうした多額の資金を使わせていただきまして、今委員御指摘のとおり、出資、資産買収を積極的に行ってまいりたいと思います。

三つほど具体的に例を申し上げたいと思っておりますけれども、まさに今御議論になっておりますシェールガスにつきまして、カナダの大規模なシェールガス田の買収を支援させていただきたいと思っております。年間輸入量の約5%の規模の生産が見込まれるプロジェクトでございます。二番目でございますけれども、まさに次世代自

動車の心臓部でございますジュスプロシウムといったレアアースがございますけれども、これについて有望な鉱床が中央アジアにございます。この鉱山の買収支援ということで、ジュスプロシウムの年間需要量の約一割強の生産量が見込まれるプロジェクトの買収の支援を行いたいと思っております。

三番目でございますけれども、モザンビークにおけます大規模な石炭鉱山の開発支援を行わせていただきたいと思います。これは、鉄鋼の原料になります強粘結炭の日本の年間需要量の約7%の規模の生産量が見込まれるプロジェクトでございます。

産業投資資金を最大限有効に活用させていただきながら、具体的な資源獲得に結び付けさせていただきたいと、かように考えております次第でございます。

○安井美沙子君 ありがとうございます。

先般、日本再生戦略が発表になりました。グリーン、ライフ、農林水産など、今後国として力を入れていく分野として全く異論はありませんが、今後も日本経済の屋台骨である製造業の重要性が減るわけではありません。そして、この製造業を取り巻く、製造業の空洞化を少しでも防ぐ努力を二の次にしたいとは思っております。製造業を取り巻くいわゆる六重苦を取り除き、国際競争力を高め、イコールフットリングな競争環境を整備することこそが日本を再生する近道だと思っておりますが、政府の中でそのことが声高に言われることが少ないことを私は不満に思っております。

中でも、その六重苦の中でも、電力の安定供給と価格競争力の維持については最優先で取り組んでいただきたいと思います。そのためにも、海外からの資源調達分散化、強化が必要で、例えば、減耗抑制などの税制改正を通じた支援策なども必要だと思います。

それから、子供のころから日本は資源のない国と言われ続けてきましたけれども、最近では日本

各地でいろいろな資源が見付かったという朗報も聞かれています。

このような国内の鉱物資源の開発、エネルギー資源の開発も含めて、資源調達の戦略全般に関し、ての大臣の御決意を最後にお伺いします。

○国務大臣(枝野幸男君) 御指摘のとおり、我が

国の社会経済が成り立っていくためには、資源を量的にもそれから価格的にも安定的に確保するということが不可欠の前提であるというふうに思っております。そのために、官民のリソースを最大限に生かして、オールジャパンで戦略的に資源を確保するということを進めていかなければならないと思っております。

本年六月、資源確保戦略を取りまとめておりまして、これを踏まえて、先ほど来お話をしている海外のシェールガス、あるいは先ほどの、この法律の効果として部長の方から申し上げたレアアースの確保など、資源をしっかりと確保していくということを更に強化をしてまいりたいと思っております。

今お話のございました減耗抑制につきましても、民間企業が新たな鉱床を探索する、リスクのある活動をしつかりと進めていく上で重要な税制上のインセンティブであると思っておりますので、関係者の皆さんからの声を踏まえた対応をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

同時に、日本及び近海には、天然ガス、石油、メタンハイドレートなどのエネルギー資源が存在することが分かっております。政府としては、これらを技術的にもそして価格的にも実現可能なものとしていくために様々な調査を進めているところでございます。こうした国内外の努力を最大限進めていくことで安定的な資源調達に万全を期してまいりたいと思っております。

○安井美沙子君 大変熱意のある御答弁、ありがとうございます。私も委員としてこれから全力で応援してまいりたいと思っております。

○末松信介君 おはようございます。自由民主党の末松信介でございます。

私は、石油備蓄の確保に関する法律改正案についてまず最初に質問をさせていただきたいと存じます。

昨年三月十一日に東日本大震災が起きました。三月二十三日に初めて被災地に入ったわけでございます。御案内いただきましたのは、落選中の前衆議院議員の西村明宏先生でございます。名取市、岩沼市、亘理町、山元町というところと一緒に連れて回っていただきました。仙台南ジャンクションのところでも路肩に車を寄せて最初眺めたとき、海岸線に目をやると感じたことは、瓦れきの平野というんでしょうか、あれを見たとき力が抜ける感じがしたんです。脱力感を感じました。私、兵庫県ですから、阪神・淡路大震災も経験したんですけれども、あのときは倒壊したビル跡を見て感じたことは、実は恐怖感です。恐怖感と脱力感、その感じの差があつたということ、そういうことを実は思っております。

西村さんに、何か不足しているものがあるんですかと聞きましたら、衣類とか食べ物足りていると、困っているのはガソリンだったんです。ガソリンスタンドに行ったら、ロープが引かれて、店の前に、結局入れないようになっていたわけなんです。後で理由を聞きまして、仙台の油槽所あるいは製油所が被災しておると、サービスステーションの従業員が被災をしておられる、道路、港湾、鉄道が寸断されていると、そういうことで原因が分かったんですけれども、十二日たつてもガソリンが全く届いていなかったということが、自分が行ってみて分かったことでございます。

そこで、まず最初に、災害対応型中核給油所整備についてお伺いをします。

本案の衆議院での議事録も実は拝見いたしました。石油精製品を備蓄できるのは、これ製油所と油槽所がまず一つ挙げられます。もう一つは、地域のSS、サービスステーションが備蓄場所と

なるわけですが。経産省の資料で、製油所、油槽所に四日分備蓄して既存の民間タンクを活用した場合、維持費用が約三十五億円掛かると書かれております。十日分備蓄した場合には、新設タンクと維持費用に三千三百億円掛かるとなっています。そして、最後のこの案二でございましてけれども、製油所、油槽所に更にSSが加えられて十日分備蓄した場合には、一兆五千七百三十五億円が掛かることとなります。

先日の衆議院での委員の質問に対して、消費者に最も近いところのSSに新たに中核給油所を設けるという御答弁をされました。箇所数は二千から二千五百か所というように御答弁をされておられます。これは間違いないんでしょうか。その根拠を教えてください。それと、ここはちよつと通告部分に入っていないかもしれないけれども、今回、新たな整備を行うとして地方自治体との協議を求められたわけだと思ふんですけれども、その辺りどのようになされたのか、御答弁いただきたいと思ひます。自治体関係もちよつと入ったら、北神政務官、よろしくお願いします。

○大臣政務官(北神圭朗君) 中核SS事業は二千から二千五百全国であるという御認識は、そのとおりでございます。これ、各都道府県に四十から五十ぐらい置くということで、全国的には二千から二千五百と……

○末松信介君 四十から五十ですか。

○大臣政務官(北神圭朗君) そうですね。ということになっていきます。

それで、もう一つの御質問の選定の話です。根拠というは、二千―二千五百の根拠ということにつきましても、厳しい予算の状況の中でできるだけ災害対応能力の強化が必要となることを選ぶと。具体的に言えば、大きく言えば二つの選定の条件がありまして、一つは地理的な要件でありまして、地理的な要件と設備要件ですね。一定のタンク以上を備えているSSだと、これは供給能力に関係してきます。もう一つは緊急対応ということで、

消防署とか警察署の近くの立地要件ということも、これも重要です。二つ目は、おっしゃる自治体の考え方ということも十分踏まえたいといけないうと、自治体と代表する地域の実情というものも十分に踏まえると、こういう二つの要件で中核のSSを選定をしていきたいというふうに思っております。

○末松信介君 どうもありがとうございます。法令の根拠も分かりましたし、議事録も拝見しました。北神政務官の答弁も実は拝見したんです。

それで、問題は、二千五百か所で何ができるかということを探りたいんです。

民主党政権は、この、私、調査室からもらった資料には、この三万九千か所のSSに新設タンクを整備した場合こうなるという案が実は一応案として示されておられる、考え方を示しておられると。長期的な需要減を踏まえれば、こういう新設タンクを造った場合には無用の長物になるということも書かれているわけなんです。

しかし、冷静に考えていただきたいんですよ。この度の東日本大震災でガソリンが供給不足状態になって、被災者の方々は長蛇の列をつくられたわけなんです。ガソリンが一番困ったわけなんです。じゃ、この被災者の方々のガソリン不足をどう解決するか、この問題を解決するかということ、そのことが私は一番の問題ではなかったかなと、実はそう思っているんですよ。

これでは、県の中で四十から五十ですね、五十か所とお答えになっておられるんですけれども、これだったら緊急車両と行政目的車以外は給油はされず、きめ細かな対応はできないことになるんじゃないかということをおもうんですけれども、北神政務官の御答弁をいただきたいと思ひます。

○大臣政務官(北神圭朗君) これは委員御案内のとおり、そもそもこの中核SSの趣旨という考え方、大規模な災害時のときに、冒頭おっしゃったような混乱状態の中で負傷者とかそういった方が出てくると、そして、そういう救命作

業とか、こういったところにできるだけ効果的かつ間断なく石油の供給をしておけるというの、その趣旨でありまして、ただ、その中で、おっしゃるようなことも、できるだけ可能な範囲で一般車両にも供給すること、こういう考え方でございます。

本日はできるならばもう全て対応したいところでございますが、先ほど申し上げたとおり、厳しい予算の中で、当面はちよつとこの東日本大震災の教訓を踏まえてこの緊急車両あるいは行政車両というものを中心に考えていきたいという考え方でございます。

○末松信介君 苦しい財政事情はよく分かります。一応、三万九千か所の中から二千から二千五百か所を絞られたということだと思ふんです。全体の、三万九千か所として、六・四%でございます。つまり、一兆五千七百三十億円、約一千億円が新設費用が掛かるといふ、そういう計算になってくると思ふんです。

事業者負担を考えれば、これはもつと少なくなると私は思ふんです。石油製品の供給不足といふながら、何かサービスステーションの整備といふんでしょか、それだけに特化してしまつた安易な何か私は解決の仕方をしているんじゃないかという実是不安を覚えている。いろいろと、自治体からいろいろな書類を上げてもらつたりとか、石商からいろいろと計画を出してもらつたりとかいう、そういう工夫はなさつておられること分かるんですけれども、何かこの石油供給不足の問題についてはSSの整備事業だけで終わっているような、そういう感じをしておりますけれども、改めて、もし御見解あれば述べていただきたい。大臣でも政務官でも結構です。

○国務大臣(枝野幸男君) 御指摘のとおり、この中核SSの話だけを取り上げますとそういった印象をお与えをするのかなというふうに思ひます。が、今般の東日本大震災の反省、教訓においても、実はガソリンスタンドそのものは、例えば被災

災されているけれども施設ちゃんとあつて、実は地域の皆さんにガソリン供給したいというスタンダードな考え方、そこにガソリンが届かないという、その流通の方が何と言つても一番大きなネックであつたというふうに受け止めております。

これについては、石油関連事業者の皆さんに共同で、そして地域ごとに災害時の石油の供給に関する計画をあらかじめ作成をさせ、災害時にその実施を勧告できるということに決めました。

今回の大震災の折は、要するに、それぞれふだんは別々に流通させている石油会社の皆さん、だから、タンクローリーがどこにどうあつて、じゃ、災害だからこういうふうに届けば各社共同でここ届けられるとかといったことなどについて、なかなかロジがうまく進まないことが対応が遅れた一つの要因になっております。

こうしたことについてはしっかりと石油会社にあらかじめの準備をさせて、いざというときに、ガソリンスタンド、動けるところについてはちゃんと届けできると、この体制の強化は今回の法律でもしっかりと組み込んでおりますので、その中でも特に中核SSについては最優先のお届けをするので、特に立ち上がり段階の緊急車両等にガソリンが足りない等のないようにすると、こういう組合せであるということで御理解いただければと思ひます。

○末松信介君 大臣のお考え、御趣旨、よく分かりました。

ただ、このSSで備蓄タンクを設置する場合、一か所四千万円と言われているわけなんですけれども、実際掛かった費用というのは平均三千万円であつたと。それで、国が三分の二を補助してくれまして、事業者負担は残り三分の一で一千万円ということになってくるわけなんですけれども、二十三年度補正で青森、岩手、宮城、福島、茨城県で二百か所新設タンクが整備をされました。今年度は五十六・七億円予算計上されております。秋田、山形、新潟、群馬、栃木、山梨、静岡県で設

置される予定ですけれども、それにしましても、二千五百か所から更に増強していこうという計画というのは、考えを大臣、政務官、お持ちですか、御答弁をいただきたいと思ひます。どちらでも結構です。

○大臣政務官(北神圭朗君) 先ほど答弁申し上げたように、今のところはこの東日本大震災の経験を踏まえて災害対応能力の強化が必要となるに限定してこの中核SSというものをやっていきたい。あと、大臣がおっしゃったように、その全体の供給の連携の計画みたいなものももちろん作って、その全体像でやっていきたいというふうに思っています。ですから、今の時点では二千から二千五百ということやっていきたいというふうに思ひます。

ただ、これは後で質問されるかもしれませんが、もちろん、今、中央防災会議とかでいろいろなかの、首都直下型の地震とか、こういったことも想定をされておりますので、こういったことは、今後、そういった中央防災会議の議論なんかを踏まえてこれもちゃんと検討していきたいということでございます。

○末松信介君 分かりました。それでは、ちょっと素朴にお尋ねをしたいんですが、埋設されているタンクを、ある面、備蓄に充てられないかという実は考え方なんです。

ガソリンスタンドというのは、満タン状態のときから、ある一定のタンクから石油製品がなくなれば、POSシステムで常時販売状況が把握されることによって、その油槽所の貯蔵タンクからSSからの依頼なくとも配達されるという仕組みになっておると。コンビ二エンスストアで商品にバーコードを打って、品物がなくなったら配送センターから送られてくると同じ状態なんですよ、ね。

じゃ、仮に五割なくなつてPOSシステムによつて貯蔵タンクから、石油元売から運ばれてくるのを、この五割を八割に上げることによって、

二割なくなつたら配送されてくるという状態にすれば、SSに常に八割状態で石油が備蓄されるということですから、私はある面で新設タンクを設置するよりも有効じゃないかと、コスト面からもある有効じゃないかと思ひます。

それと同時に、やっぱり油槽所とか製油所からガソリンを持つてくるというのは、これはタンクローリー車があつて、なおかつ道路も通つていてという前提ですよ、これ。このことが前提なんでも、私はこういうやり方が正しいと思ひますけれども、いかがなものか。

そのPOSシステムが、実際のガソリンスタンドではそういうシステムになっておるんですけども、もしお分かりでしたら是非お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(枝野幸男君) 御趣旨のようなことをやっていたら、ただ、より安全度という安定度は高まるかなと思ひますが、当然、例えば五割減つたときに新たな石油を運んでいく場合と二割減つたところで運んでいく場合とではまさに、何というか、送つていく日常的な輸送のコスト、頻度が高まりますので、そのコストは、じゃ、それを国が持つのかとかということ、なかなか難しい側面はあるのかなというふうに思ひます。

先ほどの話ともつながりますが、今回ももちろん、スタンドにあるガソリンがすぐなくなつてしまつて供給ができなくなつたということ以上に、やはり、仮に満タンだつたとしても、タンクが満杯だつたとしても、恐らく数日で空っぽになつてしまつた。ましてや震災直後だとガソリンが足りなくなると今回の大震災で日本中の皆さんが知つていますから、すぐに皆さん駆け込んでガソリン入れられるでしょうから、すぐになくなつてしまふ。

いずれにしても、いかに次を屈けていくのかというやつぱり流通のところを、もちろんタンクローリーが災害自体で減つたりとか道路が寸断されたりということの中で、でもいかに屈けるか。この屈けるかということについては、例えば食料な

どについても全て同じ状況があるわけですから、タンクローリーをいかに集約して活用するかというような点さえしっかりと準備ができていれば、逆に道路を、最低限の寸断を解消させるということとは、ガソリンの安定供給にとどまらず食べ物などの点まで含めてもやらなければならないことだと思ひます。そうした総合的な防災対策の中でガソリンスタンドもちゃんと動くということをつくつていくということが、全体としては最も効果的なのではないかと今ふうに思ひます。

○末松信介君 枝野大臣はなかなか頭の回転が速くて、答弁もなかなか上手でありまして、それに対して特に反論を加えようという考え方はありませんで、是非、今おっしゃったように、私も、そうならば、常にタンクローリー車を増やさないか、人手も増やさないか、コストも掛かるわけですよ。でもどちらがいいのかということについては、素人考えですよ、一度検討していつてもいいのかなということを実は考えております。三万九千か所全部に新設しようというのは、これは一兆五千七百三十五億円掛かりますから、いづれ人口減社会に入つていきましたらこれは無用の長物になりますので、よく理解しております。

それと、石油商品の備蓄の上積みも四日間をベースケースとしておりますけれども、少し甘いのではないかと今思ひます。それ、特に首都直下型地震が起きることが予想される東京とか、あるいは首都代替機能を有する関西地方、とりわけ大阪など、より十分な補強をする必要はあるのではないかと今思ひます。東南海・南海地震が予想される地域についても同じことが言えると思ひますが、この辺りについて、どういう形でカバーしていくのかということをお話し願ひます。

○大臣政務官(北神圭朗君) これも先ほど申し上げましたが、今回の法案というのは東日本大震災の教訓を得たもので、その前提として、全国的な

石油供給能力というものが損壊していないということ前提にしているんですよ。

おっしゃる首都直下型とか南海トラフ巨大地震の場合は、これは調べたら、その影響力というのは、燃料供給能力について言えば製油所の石油精製能力の約七九%が影響を受けると、製油所、油槽所内のタンク容量の約六〇%が影響を受けるということ、これは東日本大震災どころではない、非常に供給能力にダメージを与えることになりまして、正直言つて、今回の措置というのはそういう応急的なものであつて、おっしゃるような首都直下型あるいは南海トラフ巨大地震にはこれでは対応できないというふうに率直に思ひます。

ですから、先ほど申し上げたように、今はこの応急措置をやつて、石油元売、自治体とか関連のところの供給の連携強化をするともに、中核SSの整備をする。そして同時に、中央防災会議で今まさに首都直下型、南海トラフの関係の被災想定というものをしておりますので、これを踏まえて、今後どうしていくかということは我々としても喫緊の課題だということに思ひます。これは御指摘も踏まえて検討してまいりたいというふうに思ひます。

○末松信介君 ありがとうございます。

北神政務官、枝野大臣には、是非、防災についてどうあるべきかということは、これは与野党を問わず同じ考え方ですので、どうぞよろしく願ひ申し上げます。

ただ、私、石油供給不足の前に、結局、道路が陥没したりとか倒壊したビルによつて道路をふさいでしまつて通行が不能になつてしまふんですよ。阪神・淡路大震災のときに石油が不足したという経験はないんです。道路が渋滞したという経験はあるんですけどもね。

だから、結局、それぞれの地域によつて特性が全く異なつてまいります。それと、産業面での油というのは産業がストップしますから必要ありませんので、それぞれに与えられる課題というのは

異なっておりますので、その点もよく御理解をいただきたいと思ひます。

この問題の最後でございます。まとめて六、七を質問させていただきたいと思ひます。また、被災地域災害対応型中核給油所等整備事業も、これは被災地の石油確保を目的としたものでありますけれども、この事業の進め方として、地域ごとに地方自治体とSS事業者と石油元売とが協力を構築することが必要だと思ひますけれども、このことについて全国の地方自治体に説明はなされているのかどうかということ、災害時の対応について各自治体がそれぞれ防災計画を持っておられます、この防災計画を策定するに当たりまして、この事業も計画に組み込まれているかどうか。組み込まれていて当然だと私は思ひます。自治体の対応がどうなっているのかということとを御答弁いただきたいと思ひます。通告外だったらちよつとお許しをいただきたいと思ひます。

○大臣政務官(北神圭明君) これも先ほど申し上げたように、中核SSの選定の中で当然自治体の意向あるいは地域の実態というものを十分に踏まえるということが条件になっておりますので、もう既に役所の方で全国の自治体と連携をして、いろいろ防災協定とかこういったことを結び始めております。あと、石油関係の組合、業界団体、こういったところとも当然連携をしながら準備を進めているという段階でございます。

○末松信介君 細かく質問をしまして、丁寧に御答弁をいただきまして、ありがとうございます。それでは、続いて、原発について質問を変えたいと思ひます。

原発を存続するか、将来的に廃止をするかということですが、原発事故以来、我が国が原発とどう向き合っていくかということが議論されております。今年の一月三十日の参議院本会議でこの問題を取り上げました。私、自分の質問はこうだったんですね。菅前総理は昨年七月の記者会見で、将来的に原発ゼロを目指すという脱原発

の考えを表明された、その後、野田総理の施政方針演説では、前内閣の方針を撤回されました、原発の存続を長期的に認めるものなのかどうか、方針のぶれ、あるんじゃないかという、こういう実は質問をいたしたわけでございます。

これに対して、野田総理の答弁の趣旨は、原発の国有化も含む原子力事業体制の在り方、前内閣において何らかの決定があったものではないとしており、また、現時点において政府として方向性を決めていくものではございません、いずれにせよ、政府として、引き続き、国民が安心できる中長期的なエネルギー政策の在り方について、幅広く国民各層の御意見をお伺いしながら検討してまいりますとの答弁をいただきました。これ議事録からです。

さて、今日、おっしゃるとおり、討論型世論調査を行つておられます。意見聴取会ですね。原発について国民の意見集約を図つておられます。原発は自民党政権の中でも進められてきましたので、我が党にも大きな責任があると思つております。民主党政権は、今国会においては、国民の約六割程度が反対されておられる消費税の増税法案につきましても、民主党政権の意思としてその方針を貫かれました。

そうしたら、この原発についても、今国民の意見を熱心に聞いておられるんですね、原発の存否について国民投票で決めるシステムというのは存在していません。ただ、いろんな方法があると思ひます。多数の意見をもつてそれを掌握する考え方だったら、いろいろな方法がございます。例えば、各県、県民の全世帯アンケートというのを取つておられます、毎年やっております。ですから、それに原発の廃止か存続かということについてどうかということ記載してもらつて、そして意見集約をするということができると思ひます。

もし、国民多数の意見に民主党政権が原発について存続させるかどうかということを決めていくということならば、それはそれでいいと思ひます。

すけれども、私がここでお聞きしたいのは、国民の多数の意見が原発廃止を望むという声であつても、政府は政府の意思として、その国民多数の意見と異なる決定を下す可能性はあるのか、下すことがあるのかということ率直にお聞きをします。これは大臣に御答弁を願ひます。

○国務大臣(枝野幸男君) 将来のエネルギーミックスの在り方については、国民的議論の中でいただいた様々な御意見について検証会合などを通じて、定性、定量両面から総合的に評価、検証を行つております。今日の夕方、この第三回会合があつて、専門家の皆さん含めた議論を古川大臣から御報告いただけることになっております。

これについて言う、何か二択で選べる話ではないというふうには思つております。実際に様々な御意見は本場に多様な御意見があるというふうには思つております。したがつて、何か白か黒かで、何が多数であるということ単純に決められる話ではないという側面があると思つております。

一方で、国民の皆さんに御議論をお願いをして、国民的議論を踏まえてということをお願いしてまいりました。したがつて、国民の皆さんの意見を踏まえた結論にする、国民の皆さんの意見を無視した結論にはしない、これははっきりしているというふうには思つております。

繰り返しになりますが、何か白か黒かで国民の皆さんの意見を、しかも機械的に何が多数であるかということ割り切れる性格のテーマではないというふうには思つておりますので、申し上げられるのは、国民の皆さんの声と無関係に、これを無視した形で物を決めることではない、国民の皆さんの御意見を踏まえた判断をさせていただくということだと思つております。

○末松信介君 枝野大臣から、国民の意見を無視したことはならないだろうというお話がありました。そしたら、国民の多数の意見に沿つて決定をしていくことになるんだつたら、なくなつちゃうという現時点での私の判断になつてし

まうわけなんですけれども、大変重要な課題でありますので、それは様子を見守りたいと思ひます。

そこで、今度は枝野大臣のみのお考えをお伺いしたいと思ひます。

自民党政権時代、やらなければならぬ議論をやつていなかったという実は反省がございます。それは、神学論とも言える哲学論を展開してこなかったことだと私は思ひます。

財界は原発存続を強く求めておられます。これは、コスト論と財政論とを中心に、国際競争力から後退しないがための原発の必要性を訴えておられます。原発に深くかわつた方がこういうことをおっしゃつておられました。日本では、財政論と安全論と技術論の三点のみでしか原発は論じてこられなかったと指摘されておられます。

物事には絶対何事も安全だということはないかな少ないものでございます。こうした原発につきましては、やはり、ある面、神の許す機械、つまりマシンかということ、このことをやはり国民は議論をしていなきゃならなかったと思ひます。無神論者の方にとっては甚だ遺憾な表現であるということにはおわびを申し上げます。諸外国はそれぞれ議論を重ねてきた結果、また長い歴史の中で位置付けられた結果、今諸外国では原発がああいう扱いになつてゐるわけなんです。

枝野大臣は、原発の存在を必要とする日本にしたいのか、必要としない日本にしたいのか、大臣の今のお気持ち率直にお伺ひします。

○国務大臣(枝野幸男君) 原発を必要としないので済む日本に早くしたいというふうには思つております。

○末松信介君 簡潔で分かりやすい答弁でありましたので、その趣旨で政治行動を取られるということを確認をいたしました。

それでは、最後、ちよつと二、三分食い込んでもいいですか。はい。火力発電所の技術開発についての質問をさせていただきます。

原発事故がありまして、この一年半、これから營々と続く原発事故処理と、一方で、再生可能エネルギーへの取組が大きく進みました。しかし、依然として化石燃料を中心としたエネルギーに頼らざるを得ません。火力発電はやはり力の源泉だと思っております。

関西電力は、二〇一一年度の火力発電の割合を前年度の三八％から六一％へと大幅に増加をさせました。水力発電は一二％、原子力は、今は大飯が若干稼働しましたけれども、二〇一一年度は二六％ということです。新エネルギーは僅かに一％程度であつたと思います。再生可能エネルギーの比率は全く小さいわけでありまして、この期間、日本はやはり長期間火力に頼らなくては行かないと覚悟しなければなりません。

私、昨年、隣の二之湯智先生と一緒に福井県の高浜原発を視察した後、舞鶴の火力発電所を見学しました。舞鶴火力発電所は、二〇〇四年八月に一号機が運転開始、二〇一〇年八月に二号機が増設されました。関西電力として約三十年ぶりの石炭火力発電所でございます。再熱蒸気温度五百九十五度、関西電力初の超超臨界圧ボイラーです。及び、蒸気タービンを採用しました。一号機、二号機の出力はそれぞれ九十万キロワットでありまして、合計で百八十万キロワットでございます。原燃二基分に匹敵するという大変なものでありまして、自分の記憶に問題なければ、恐らく大阪市民の三百五十万人に対応できるという説明であつたと思うんですが。

ところで、私の地元姫路市では、一方で、姫路第二発電所が二〇一〇年九月に既存設備を廃止しまして、新たに千六百度のコンバインドサイクル発電方式の設備を順次建設します。発電効率の向上と二酸化炭素の排出量削減との関連性は大変深いわけでございます。経産省の資料を見ましたけれども、発電効率が五二％から五六％まで向上すれば、二酸化炭素の排出量を約七％削減できるそうです。六〇％まで向上すれば、約一〇％削減できるそうです。二酸化炭素の貯留技術を組み合わせると、二酸化炭素排出量をゼロにできるという夢も語っております。

これは本当のことかどうか驚かされるわけなんですけれども、個人的に感激したのは、姫路火力第二発電所では、出力四十八・六五万キロワットですが、千六百度の温度です。これをいよいよ千七百度にすればCO₂排出量を約十分の一に削減できると言われておりますけれども、ゼロにするには先ほど申し上げたように貯留技術が必要になってくる。千六百度の発電効率というのは世界最高でございます。既に韓国からも高効率ガスタービン製作社である三菱重工に発注がなされております。

こうした技術支援を経産省として更に推し進めてもらいたいわけなんですけれども、研究状況と今後の展望を語っていただきまして、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(枝野幸男君) 御指摘のとおり、火力発電所の発電効率が上がれば、それだけ発電量当たりのCO₂の排出量が少なくなるということでございます。火力発電所の効率向上というのは大変重要であると思っております。

御指摘のありましたLNG火力についての高効率コンバインのガスタービン、それから石炭火力については石炭ガス化燃料電池複合発電、それから先進超超臨界圧火力発電、それぞれ技術の更なる進化そして実用化に向けて、経済産業省として積極的な支援を進めてきています。ところであります、これを更に強化をしてまいりたいというふうに思っています。

一方、出たCO₂を地中に戻すといいますが、ためるといふか、この技術でありますCCSについても二〇二〇年には実用化したいということ、研究開発や実証試験の支援を進めているところでございます。

これらの組合せによって、いずれにしろこれからは火力は使い続けるということになると思っておりますので、その火力をできるだけ環境負荷の小さい形で使っていくことを着実に、できるだけ

スピード感を持って進めてまいりたいと決意をしております。

○末松信介君 ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

○牧野たかお君 自民党の牧野たかおでございます。

会派の時間はちゃんと守りますので、御心配をしないでください。

まず、今回の石油備蓄法改正のことについて質問いたしますけれども、私も三月二十八日、済みません、三日遅れて宮城県に入つたんですが、やっぱりガソリンがなくて何が困つたかという、行つた方がいいんですが、東京まで帰ってくるガソリンがなかなか手に入らなくて、コネを使つてというか、向こうの知り合いに頼んでとにかく持つてきてもらつて、その車から移して帰つてきましたけど。

まず、この東日本大震災でのガソリン不足、軽油不足も併せてですが、元の状態に戻るまで何日ぐらい掛つたのかということ、今回の法改正でどの程度の日数で元の状態に供給できるかということをお願いしたいと思います。

○政府参考人(高原一郎君) お答えを申し上げます。

東日本の大震災発生時につきましては、当省では石油会社に対するいわゆる行政指導によりまして、複数の石油会社共同での油槽所の利用などを含めまして、共同体制の構築を図つたわけでございます。

ただ、かかる共同体制はふだんの石油会社の商慣行ではこれまで行われなかつた行為でございます。御質問の点でございますけれども、実際に体制が機能し始めるまでに大体一週間、約一週間を要したと考えております。さらに、被災地におきましてはおむね石油製品の供給が回復するまでには、沿岸地域など一部地域を除きますと、大体一か月超掛つたというふうに認識をいたしております。

今般の法改正につきましては、あらかじめ共同

で連携計画を策定するというものを石油会社に対して義務付けます。したがって、大きな災害が起こつた場合には直ちにその石油会社共同での対応が開始できると、またそういう制度になるというふうに考えております。

東日本大震災時に自治体からの石油の緊急供給の要請が東北三県の需要の大体三分でございました。これを踏まえまして、今後は日本の各地域ごとに大体四分程度の製品備蓄を置くことにさせていただきますと思っております。これによりまして、域外からの供給が途絶えたとしても、域内に製品の備蓄がございますので、これを直ちに御利用いただけるということになるのではないかと思っております。

以上でございます。

○牧野たかお君 備蓄の量はさつき聞いたものですから、要はどの程度早くなるかということを知つたわけですが、いいですか、もう一回質問して。

○政府参考人(高原一郎君) 大変失礼いたしました。

したがって、域外からの供給が途絶えたとしても、備蓄がございますので、そういう意味では直ちにこの備蓄を御利用いただくことができるというふうに考えております。

以上でございます。

○牧野たかお君 結局、何というか、具体的にどういうシミュレーションをしているのかというのを聞きたかつたんですが、多分していないから多分分からないでしょうと思っております。

特定石油精製業者に供給の連携計画の義務付けをするわけですが、それじゃ、民間の業者の方には計画の策定をするというのは何のメリットがあるんですか。

○政府参考人(安藤久佳君) お答え申し上げます。

石油の連携計画の策定の届出を義務付ける体系にさせていただきますけれども、現実に東

日本大震災のときに起こりましたことをもう一度思い返させていただきますと、まさに各社が単独で石油供給が困難な状況に至ったのが御案内のとおりでございます。そのような状況の下で、塩竈などの主要な石油供給拠点におきまして油槽所の共同利用などを行いまして、供給の回復を図ったというところでございます。油槽所の共同利用や輸送に係る協力ということで、各社単独では供給ができないような状況になった場合に、各社間での協力の下で、自社が供給すべき需要先に供給を継続できるということで、個々の石油会社にとって大きなメリットと意義があるというふうに考えさせていただきます。

また、この連携計画、実際、東日本大震災のときには独禁法上疑義があるというお話が一部あったわけでございますけれども、この法改正をやったわけでございます。あらかじめ公正取引委員会に送付をいたしまして、独禁法上の問題の有無を確認をするということにさせていただきました。独禁法上の懸念のない形で、平時から共同体制による供給計画をあらかじめ用意をさせていただけるという意味合いがあるというふうに考えております。

○牧野たかお君 先ほどの質問の中にも出ていましたけれども、中核型のサービステーションの整備なんです、過疎地域、私のところも過疎地域を抱えていますけれども、ガソリンスタンドがほとんど廃業しちゃって、車で走っていると、かなりもう閉めちゃったガソリンスタンドがいっぱいあるんですけれども、そういうところ、当然のことながら、災害というのは人口が多いところだけで起きるわけではなくて、人口が少ないところもそういう大きな被害、もっと言えばそういうところの方が道路の数は少ないですから陸の孤島になっちゃうような、そういうおそれもあるんですけれども、そういう過疎地域での対策というのは今回の法案の改正の中に何か入っているんですか。

○政府参考人(安藤久佳君) お答え申し上げます。今回の法改正に關して申し上げますと、先ほど来御説明申し上げておりますように、ある一定の立地要件と設備要件を兼ね備えました中核型SSというものについて報告をお願いすると、ある規模等、貯蔵タンクの容量等について報告をお願いをするというのがこの法律の立て付けになっております。先ほど政務官から御答弁がございましたとおり、中核型SSのそもそもの趣旨というのが、災害時の緊急事態におきまず初期段階におきまず主に緊急車両、行政車両に対してガソリンを供給させていただくということが趣旨でございます。

したがって、今の御質問との関係でいきますと、過疎地域ということに着目した形での、今回、中核SSを中心とさせていただきますようなSS関係での供給体制ということにこの法律の体系の下では準備をさせていただいているというわけではございません。しかしながら、過疎地におきまずSSの振興というのは大変大事でございますので、それはまた改めて過疎地対策ということで講じさせていただきたいというふうに考えております。

○牧野たかお君 結局、そういう基地を造っても運ぶ先がなくなっちゃうとそういうところは孤立します。過疎地域でのガソリンスタンドを維持する方法というのでも変ですが、維持にそれなりなことを考えていただきたいというふうに思います。

今回の法改正で、そういうものとは別の話ですが、JOGMECを通じて財投の資金で外国のガス田とかレアメタルの鉱山を買収できるというふうになっておりますけれども、具体的にどのぐらいの規模の資金でどの程度の供給を確保する目標を持っているんでしょうか。

○国務大臣(枝野幸男君) JOGMECを通じては、現行法の場合には、できるのが三百三十六億

円という規模でございました。今回の法改正で産投資金を使えるようになれば、四倍弱の一千二百三億円のリスクマネーを供給できることになりま。当然のことながら、どこの権益を取れそうかという話との兼ね合いになってくるわけでありま。先ほど部長の方からお話ありました、当面予定されているという検討しているものだけでも、カナダのシェールガス、これはLNGの五%規模、それから中央アジアのレアアース、これがジスプロシウムで年間需要の約一割強、モザンビークの石炭鉱山が、これが日本の需要の七%規模、こうしたものを、この法改正を通していただければ、この産投資金を活用してリスクマネーを供給し、資源を確保、獲得したいというふうに考えております。

○牧野たかお君 私はそれはいいことだなと思っておりますけれども、この法改正の趣旨でいくと、日本のエネルギーを確保するということが、資源を確保するということであるわけですが、政府の今の方針ですと、復興財源に税外収入として、エネルギー特別会計で保有している国際石油開発帝石というような資源開発会社の株を売却するというふうの方針を出しておりますけれども、そう考えると、何か資源開発会社の政府保有の株を放出するというのは、要は政府の方向と民間会社の方向が場合によっては今よりもっと違う方向に行ってしまう可能性もあるし、今回の法改正と政府が持っている資源開発会社の株の放出というのは矛盾するような気がしますが、どうでしょう。

○国務大臣(枝野幸男君) 御指摘のとおり、復興財源確保法の附則第十三条には、「エネルギー対策特別会計に所属する株式について、途中飛ばしますが、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。」ということ、売れるものは売れということが書いてあるわけですが、同時にこの規定には「エネルギー政策の観点の踏まえつつ」という規定を入れているのであります。

これについては、株式の処分の可能性の検討の際に、我が国の資源獲得に係る権益の確保、相手の協力関係維持への影響などをしっかりと踏まえるということ、ございまして、むしろ、大変、過去においてはこういった観点から取得をしたことに意味があったかもしれないけれども、社会状況、経済状況が時間の経過とともに大きく変わってきているという国が持っている必要ないですねという部分があればそれは売却をしましうねということでありまして、このまさにエネルギー権益確保ということが重要であるので、そこに影響を及ぼさないという趣旨であるということはこの「エネルギー政策の観点の踏まえつつ」という一言を入れたことによって明確になっているというふうに、これは恐らく財務大臣に聞いていただいても同じ答えをしていただけたというふうに思っております。

○牧野たかお君 私そんなに詳しくありませんけれども、いろいろな資料を読んだり聞く話では、各国共に、特に最近ではミャンマーとかああいう国の今まで開発が行われていないそういう国に、どこの国も企業と国と一緒に進出をしてその開発を図るということがもう激しい競争になっていきますので、やっぱり日本としても、私は、国としてそうした資源開発会社との間ではちゃんとしっかり強力な信頼関係を結びながらそういう資源開発に取り組んでいただきたいと思えます。

それで、まだあとちょっと時間ありますので、済みません、通告してないんですが、先ほど来、原案の話が出ていますので、最後にちよつと伺いたいと思いますけれども、エネルギーの基本政策がどんどんどんどん公表する、公表するというのが最終的にまとめて出るのが遅れてきて、本当は今月中に出す予定だと思えますが、それはどういう今見直しになっているんですか。

○国務大臣(枝野幸男君) 今月中にも政府としての見解をまとめて発表できるような作業を進めて

いるところでございます。ただ、端的に申し上げて、与党の内部でも様々な御議論があつて、その議論をしっかりと踏まえてほしいというふうなお話もございます。

それから、これをここで言つていいのかどうかはなかなか微妙かもしれませんが、所管大臣の一人である私が国際会議等もちよつこの月末を挟んでございまして、そうした日程等をにらみながら、ただ、遅れば遅れるだけ様々な対応策を取っていくということが遅れていきますし、両面からいろんな御不安を与えておられますので、八月三十一日までに政府が決定しますということではございませんが、八月末をめどにということの線から大きく離れない範囲内で、与党の御意見あるいは国会等でいただいている御意見をしっかりと踏まえながら、政府としての方針、つまり革新的エネルギー・環境戦略を決定をしたいというふうに思っております。

○牧野たかお君 その基本政策の中に先ほど来から出ている将来の原発の依存度、〇%なのか一五%なのか分かりませんが、私はずっと疑問に思っているのは、原発何%にするというその前に、今ある原発の安全度を、もちろんこれから原子力規制委員会等でチェックをしていくんでしょうけれども、そこで、原発というのは安全なのか、そして今ある既存の原発の中でも、ここはもう一〇〇%大丈夫なのか、ここはちよつと疑問があつて、要は、ランク付けでABCとかそういうものの中で、ここはもう将来的には廃炉にしよう、ここは存続してもオーケーというようなことが分かつた上でないと何%にするとかいうのは私は本来決められないんじゃないかと思うんですよ。

要は、新しく原発を造っていくとかいかないというのはまだ長期的な展望の中で考えられますけれども、今あるのを再稼働させるかしないかというの、そういう安全かどうかということがちゃんと保証されるかどうかによつて変わってくると思いますので、それをやらずして将来何%というのは、ちよつと私、順番が逆じゃないかといつも

思っているんですけれども、それについていかがですか。

○国務大臣(枝野幸男君) 御指摘の趣旨は十分認識をしておりますのでございまして。

まさに、当面原発を活用するとしても、何基の原発が使えるのかというのは、これはもう国会でお決めのいただいた原子力規制委員会が、経済産業省はもとより、内閣から独立して技術的に判断をいたしますので、論理的な可能性としては全ての原発使つちやいかめというところをおっしゃる可能性もあるわけで、そのときには全体のエネルギーミックスについて内閣の側でどう判断してもすぐにゼロになるわけでもありませんから、という可能性は当然論理的にあり得るということは前提だと思つております。あくまでも、使う原発は規制委員会が独立して使つていいと言つたものに限られるということが前提であります。

ただ、そういった趣旨、側面を申し上げますと、あらゆる将来のエネルギーミックスについての議論は、例えば、まあ極端なことを言えば、例えば中東で長期にわたつて紛争があれば、石油、火力をこれぐらい使いますと言つたつて、それはそうした状況、外部の状況によつて変更せざるを得ないわけでありまして、そうした意味で、規制委員会がどれぐらい使つていいとおっしゃるかということとは別次元の話として、どういうエネルギーミックスを目指すのかということの観点から議論をし、内閣としての方針を示していくということになつていく。その方針の範囲の中で、しかし独立して安全なものしか使わせないと御判断を前提にしながら対応していくと、こういうことになると思つております。

○牧野たかお君 もう質問じゃなくて、最後にちよつと意見を述べさせていただきたいと思ひますけれども、エネルギー政策というのは私は社会保障と同じで、本当に国の大きな私は、何というんでしょう、骨組みの部分だと思ひます。ですので、私は、まあいろいろ新聞等にも出ていますけれども、何%にするというの、何というん

でしよう、それこそ政治的にそれを出すことだけはやめてほしい。

要するに、近い将来、衆議院選挙があるでしょうし、来年、参議院選挙がありますけれども、これは、与党とか野党とか政府だけじゃなくて、やっぱり国会全体で議論する中で決めなきゃいけない私は大きなテーマだと思つておりますので、一回そこを、政府として〇%にするなり何%にするなりということを一回出さないと、これはなかなか、後でたとえ政権が替わつても、議論するには大変私は難しいと思ひます。だから、ここは本当に日本の重要政策として慎重に考えていただきたいというふうに申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○松あきら君 公明党の松あきらでございます。質問が重なるかもしれませんが、どうぞよろしく願ひいたします。

今エネルギー戦略のお話が出ておりました。私はかねてより、もうずっと以前より、これは所管の経済産業大臣はもうろんですけれども、総理が先頭に立つて、もうこの三・一一よりずっと前からです、このエネルギー戦略というのは国の国家戦略として進めるべきであるというのを思つておりました。予算委員会等でもそうした質問を重ねさせていただいていたところでございます。

今回、もちろん所管の大臣、経済産業省としての国の危機管理としてのエネルギー問題をしっかりと決意を固めて取り組むことは当然であると私は思つております次第でございます。

三・一一、あの東日本大震災、あれから一年半が経過しようとしております。三・一一を境に日本のエネルギー政策は根幹から見直しを迫られました。原子力発電はその存在意義を問われ、再生可能エネルギーは技術面と供給体制の確立を迫られております。これ一刻も早くやらなければならぬ、まさに三・一一以降様相は一変したわけでございます。

折しも七月十九日の中央防災会議作業部会の間報告は、南海トラフ巨大地震や首都直下地震な

どに言及をしております、近いうちに発生するであろう深刻な地震災害への対処を促しております。巨大地震で発生地域から離れた沿岸部でも数分で高さ一メートルくらいの津波が到達するそうです。一メートルの津波でもプールにたまった水位とは違って、一メートルで何と厚さ六ミリの鉄板を曲げると。二メートルになると木造家屋はひとたまりもなく壊れるそうでございます。もう想像外でございます。

沿岸部に置かれた石油備蓄施設の耐震化や津波対策は早急に見直される必要があるわけでございます。危機管理としてエネルギー対策全般が見直されなければなりませんけれども、大震災以降、北米における安価なシェールガスの取り込みや国内の資源開発等、これ国内の資源開発、新潟沖、うれしいですね、これ、面積、山手線の二倍だそうでございます、海底二千七百メートルの下にある地層のうちに、これぐらいの、まさに約百三十五平方キロメートルという範囲、たそうでございます。面積では海外の大規模油田に匹敵する、まさに油田・天然ガス田総合開発に向けて試掘に入るわけでございます。これ本当にもう胸が躍つたわけでございます。こうした国内の資源開発など化石燃料の安定供給対策が一層その重要な課題になつたことは明らかでございます。

まさに危機管理としてのこれらの取組について、まず大臣の御所見をお伺ひいたします。

○国務大臣(枝野幸男君) 御指摘のとおり、特に石油、天然ガス、こうしたエネルギー資源をしっかりと安定的に、できるだけ安価で確保すること、これは我が国の国民生活を成り立たせる大前提の一つであるというふうに思つております。

例えば、先ほどもお答えしました北米のシェールガス、しっかりと安定的に確保をし、そして輸出の許可を得るということで、先ほど私がエネルギー省の幹部と交渉してきていること申し上げましたが、野田総理御自身も四月三十日のオバマ大統領との会談では、我が方からの主要テーマの一つとしてこの件については強く要請をしていると

ところでございます。

それから、まさに今回御審議をいただいているJOGMEC法の改正を通じてリスクマネーを供給し、先ほども御指摘ありました官民でしっかり連携をして一体となって資源確保をしていくと。そしてさらに、これは若干時間が掛かるかもしれませんが、日本及びその近海における資源の開発ということは大変重要な課題でありまして、お話もあった、探査船「資源」では三次元物理探査を計画的に進めておりまして、来年の春には佐渡の南西沖において試掘調査を行う予定でございます。

是非専門家、技術者の皆さんには更に頑張っていただいて何とか早く実用化をしたいと思います。経済産業省としても最大限の支援をしたいと思いますというふうに思っております。

○松あきら君 ありがとうございます。時間がありませんので、一言だけ。私は、今回のこの石油備蓄法や石油需給適正化法の改正案、関連法案、これ早く通さないと、生活、産業全てにかかわる大事な法案で、私は、これが国会のいろいろな政局に振り回されて、もし先送りされるようなことがあったらどうしよう。これは与党、野党関係ないんですよ。私は、ですから今日は本当に胸をなで下ろしております。

例えば、今回の三・一でまさに製油所がかなりやられました。こうした耐震化、こういう問題、まあ液状化とかいろんなことあります、こういう問題に、耐震化などに必要な設備の補助も検討して、前倒しでも早めに取り組むべきではないかというふうに思っておりますけれども、これはいかがでございましょうか。簡単にどうぞ。

○国務大臣(枝野幸男君) 今回、法改正をお願いをして迅速に成立に向けて御協力をいただいたことに大変感謝をしております。

御指摘のとおり、同時に法改正を要しない事項等については予算措置を始めとしてできることから着手をしてきているところでございますし、

今後この法改正だけでは足りない部分があれば、まず法改正を要せずにできることならすぐやる、必要なことがあれば国会に御審議をお願いするというところで、できるだけ迅速に進めてまいります。

○松あきら君 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

SS、ガソリンスタンドのサービスステーションについて伺いしようと思つたんですけれども、先ほど来いろいろ御質問が来ましたので、これは、要するに小さなガソリンスタンドは消防法などなかなか対応ができない、廃業するケースもあるということ、しっかりと支援策等を願いたいというふうに、これは要望だけで終わらせていただきます。

今日ニュースを見ておりましたら、七月くらいから上昇傾向にありましたアメリカのガソリン価格、三か月半ぶりの高値だそうでございます。一ガロン三ドル七セントで二％以上のアップだそうでございます。アメリカ政府が、ガソリン価格の上昇を抑制すると同時にエネルギー価格の上昇がイラン制裁の障害となる事態を避けるために、戦略的に石油備蓄の放出の可能性について検討している、これもそうした報道がございまして、アメリカ政府が向こう数週間にわたって市場状況をモニターしまして、九月三日のレバダーの祝日後に例年どおりガソリン価格が下落するかどうかが見極める方針だといえますけれども、備蓄放出の決定には経済及びイラン制裁への影響が勘案されるとされているわけでございます。

原油価格、御存じのように再び騰勢を強めておりまして、北海プレント原油は七月の一バレル九十ドル前後から百二十ドルに上昇しているわけでございます。アメリカや他のG8、これは今年春にも石油備蓄の放出について検討しましたけれども、これはしなかった。

ちよつとばんばんと行きますけれども、アメリカは、オバマ大統領は十一月大統領選挙も見越してこれを、備蓄放出ということを考えている、こう

いう報道もあるわけございまして、共和党からはそれはずいぞというところで、いろんな声がありますけれども、例えば経済産業省はアメリカの備蓄放出に関してどのような情報を持っているのか。

また、数か月前に同じ状況が起きた際には、英国、フランス、ドイツ、IEA加盟しているほかの国々も石油備蓄放出の可能性について前向きな姿勢を示したということでございまして、仮にイラン制裁のために我が国が石油の備蓄放出を求められることになったらどういうふうにするのか、大臣の御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(枝野幸男君) 今の御指摘にもあったとおり、今年の五月のG8サミットで、IEAに対して適切な行動を取るよう要請する用意がある旨の声明を出しております。これは基本的にまだ生きていますと思っておりますが、したがって、我が国としてもこうした首脳声明を踏まえた石油市場のモニタリングを行っているところでございます。

実は私のところにも、変動の大きい、激しいときは週一回ぐらいは確実に現状と見通しと報告にきてくれる、まあ変動の小さいときは何週間かおきてくれますけれども、というようなことで報告も受けております。

また、足下の石油価格の上昇傾向の中で世界各国がどういった対応を考えているのかということについては、これは適宜情報収集に当たっているところでございまして、これは相手国もありまして、現時点で何か具体的なことを申し上げられる段階ではございませんが、いずれにしても、例えば米国から石油備蓄の放出が求められたりした場合、石油の需給の状況を踏まえながら、IEA、国際機関としっかりとその枠組みを活用した中で適切に対応していきたいということで、大体認識、御理解いただければと思っております。

○松あきら君 ありがとうございます。

○姫井由美子君 皆さん、おはようございます。

国民の生活が第一の姫井由美子です。

今回の法改正により石油備蓄体制が充実強化されることはまずもって評価をいたしたいと思います。私どもも必要な法案は一日も早く通したい、肅々と通すという考えの下に本日も質問をさせていただきます。

しかし、昨年の東日本大震災以降、一時的にガソリンや灯油が不足して、そして、その震災時にも、先ほど以来、各委員からガソリンスタンドに非常な行列ができたということを訴えられておりました。それはまだまだ記憶に新しいところで。当然、国民は、そのような状況の中で国が自らの備蓄を取り崩したと、実は私も思っております。形での備蓄の放出が行われたということで、法律上、国の備蓄放出の要件を満たしていなかったということですので、このような非常事態にしゃくし定規に国の備蓄を放出できなかったというのはいかなる理由か、まず伺いたいと思います。

【委員長退席、理事森木利治君着席】

○政府参考人(安藤久佳君) お答え申し上げます。

東日本大震災のときには、今委員御指摘のように、現行の備蓄法上におきましては、中東危機を契機といたしまして日本の備蓄政策を開始をしたということから、海外からの我が国への石油供給不足に限って経済産業大臣の発意によりまして国家備蓄を放出するというこのみの規定しかなかったわけでございます。

ただ、これはしゃくし定規というお話がございましたけれども、実態で申し上げますと、この国家備蓄のほぼ一〇％が、ほぼ全量が原油で行わされていたというのには御案内のとおりでございます。委員御案内のとおり、震災の際には製油所の機能が大きく落ちました。あるいは、先ほど来お話がございまして、運送手段等々が滞りまして、石油製品の供給が滞ったということが問題の発端であったわけでございます。したが

いまして、ほぼ全量が原油でありました国家備蓄を取り崩させていただきました。あの非常事態のときにはガソリンなどの石油製品の不足に必ずしも対応できなかったのではないかと実態面があるわけがございます。

そのような事態から、今おっしゃいましたように、石油会社からの申出という形を使いまして、石油製品を含めた民間備蓄の基準量の引下げを行わせていただいたということでございます。

〔理事轟木利治君退席、委員長着席〕

○姫井由美子君 ありがとうございます。

原油という形の機動的でない備蓄の方法というものにもいろいろ問題があったということですが、けれども、今回は特に東日本大震災から何を学んだのか、今回の法改正の意義と併せて改めてお伺いしたいと思います。

○国務大臣〔枝野幸男君〕 今の安藤部長の答弁の裏返しになるかと思いますが、一つは、国家備蓄がこういった事態にも対応できるようにということ、一つは、原油だけではなくて石油製品でも備蓄をする、それからもう一つは、それについてこうした大災害の場合にも放出できるようにする。あるいは、民間備蓄についても、旧法では、従来の法律では、民間からの申出に応じてということでした。もちろん、ああいう緊急事態ですから、それはすぐしてくれたわけですが、けれども、しかし、これをちゃんと経産省の方からそういった判断を積極的にできるというような形にいたしましたので、この備蓄に対する対応というのは、何と申しますか、制度上は十分に対応できたと思っています。

それに加えて、先ほど来お話をしていますが、やはりどこかに石油製品があってもスタンドまで届かないという部分が非常に大きいわけですので、ここについて石油会社が共同して対応できるように平時から準備をしておいて、そして、そういう共同行動を取っても公正取引委員会から問題があると言われないような制度にしておく、

こういった備えをしておく。

そして、最後にもう一つは、中核となるSSというものについてあらかじめ指定をして、ここからは緊急自動車等はちゃんと給油ができますよと、そしてそこに対してはまず対応の仕方等についても十分あらかじめ準備、想定をさせていただくと。こうしたことによつて、これで完璧だとは思いませんが、東日本大震災のときに目に見える形で問題になった課題についてはまずは大きく改善をすることができるといふふうに思っております。

○姫井由美子君 ありがとうございます。

緊急時での判断の一元化、これは迅速性に非常に有効かと思えます。

しかし、先ほど牧野委員の答弁で備蓄量四日分というお答えがありましたけれども、この量と種類、果たしてこの四日分という計算の、十分かというこの根拠についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人〔高田一郎君〕 備蓄量としての根拠でございますけれども、東日本大震災時に自治体などからの石油の緊急要請が東北三県の需要の約三日分であったということから、当面四日ということを考えております。

以上でございます。

○姫井由美子君 せっかくの法改正ですので、しっかりと私たちも納得ができるような実用化をしていただきたいと思います。この根拠につきましては更にいろいろとまた議論をし、改正もしていただかなければいけないというふうに思っております。

ただ、今回のこの法改正が震災から一年半たつてかなり時間がたっている。これは、やっぱり一刻も早く去年の反省あるいは去年の検証を踏まえてすべきではなかったのかと思うんですけれども、そこはいかがでしょうか。

○国務大臣〔枝野幸男君〕 こうした災害対応の政策については、できるだけ早いことが望まれるということは当然だといふふうに思っております。そうした観点から、例えば全体としてのエネルギー

ギー基本計画の見直しの作業をしているわけですが、そうしたことは切り離して、先行してこれについては作業を進めてきて、今こうして御審議いただいているわけでありまして。

若干時間が掛かったという御指摘を受けるのであれば、どういう形でやれば実際に機能するのかということが重要でありまして、機能しなかったことは分かっているわけですが、どうすればいいんだろうということについては、資源や燃料の専門家、災害の専門家、消費者の代表の方、そして、当然のことながら、日常、平時の輸送供給体制をやっている石油会社等の皆さんの実態、実務の現場というものを十分に調査をして、こういうやり方なら大災害のとき機能するねというようなことについての検討が一定程度必要だったということでございます。

こうしたことを昨年中に、最終的には、私の主催での有識者との意見交換会まで行いまして、こうした声を踏まえて、これなら機能するという形を取りまとめることができたので通常国会に提出させていただきました。こういうことでございます。

○姫井由美子君 ありがとうございます。

大臣の、エネルギー基本計画全体の、原発事故もありましたから、全体の見直しということがあります。この見直しがなかなか前に進まなかったということもありましたけれども、今、御答弁では、それとは切り離して、できるものはまず先にやるということの姿勢を伺って少し安心いたしましたけれども、何と申しても、やっぱり日本のエネルギー政策は先ほど国家戦略の重要な一つとも言われました。このエネルギー政策の全体をどうするかというこの方向性、進路、方針というものが非常に大事かと思えます。

先ほど来、原発、この三つのシナリオについての質問が相次いでおりますけれども、私も国民の生活が第一でも原発ゼロというものを政策目標に掲げ、そして、末松委員からありましたように、天然ガスによるコンバインドサイクルの火力発電等も視野に入れて、エネルギーの安定供給に

関してやっばり将来的に大きな見通しができんではないかと訴えておりますけれども、改めて大臣から、エネルギーの安定供給に関して、そして原発ゼロに向けても、その将来の見通しと所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣〔枝野幸男君〕 将来におけるエネルギーミックスの姿については、国民的な議論を踏まえて政府として責任を持って判断をしようという、その段階に入ってきているところでございます。

できるだけ早く原発への依存体制から脱却をしたいという大きな方向の下で、一方で、依存から脱却をするということは従来は依存をしていたというところから、どういふふうにするかは依存せずに社会経済が成り立っているようになるのかということについて、これはこの間、専門家の議論も長期間掛けて、一年掛けてやってきましたので、そうしたことと国民の皆さんの声を踏まえて、そう遠くない時期に政府としての姿勢をお示しをできると思っておりますので、いよいよ詰めの議論の段階ですので、何か私の個人的な発言で政府の最終方針の予断を与えることのないように若干今注意して話をしております。

○姫井由美子君 先ほど、大臣から有識者会議の意見を踏まえてということ、昨年の十二月に中間報告と申しますか報告書を私も拝見させていただきました。日本国内の資源確保についても触れられておりました。我が国の領域内での資源確保は今後ますます重要となつてまいります。

大臣は、この後、ASEAN経済大臣閣連会合に出席することでありまして、竹島への上陸問題で緊張が高まる中、日本の経済権益において両者に対して毅然とした態度で是非御出席いただきたいということで、最後に大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣〔枝野幸男君〕 まず、この今回の竹島と尖閣の問題は極めて遺憾であります。政府として毅然とした対応を取る必要があると考えており

ます。私自身も国務大臣の一人としてその毅然とした対応をしっかりと貫いてまいりたいと思っております。

ただ、なお、今回出席いたしますのはASEANの経済大臣会合でございます。その場には中国、韓国も参りますが、どこまで言っているのか微妙な話ですが、こうした問題についても我が国がしっかりと対応していく前提としても、ASEANの各国とのより深い経済の連携、ASEANの諸国との国家と国家としての信頼関係の強化ということが重要だと思っておりますので、まずは経済担当大臣としてASEANの諸国との経済関係の強化ということが、結果的に竹島や尖閣の問題に対しても我が国の主張がちゃんと通るということに向けた重要なポイントであるという姿勢で対応させていただきます。

○姫井由美子君 言いにくいのに済みません。ありがとうございます。

以上で終わります。

○松田公太君 みんなの党の松田公太です。まず、災害時の国際的な石油の融通システムについてお聞きしたいと思っておりますけれども、今後、日本は南海トラフ巨大地震のように東日本大震災を超えるような大きな災害に見舞われる可能性もあると思います。そのような場合、国内の石油備蓄体制だけでは国内の需要に対応できないこともあり得るのかなというふうに考えております。

現在、ASEANプラス3でIEA、国際エネルギー機関ですね、IEAが定める九十日の基準を満たすために石油備蓄ロードマップというものの策定が進められております。災害時の国際的な石油の融通体制を近隣のアジア諸国と何か模索できないかなというふうに私は考えておりますが、これについてその可能性がないかどうか、枝野大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(枝野幸男君) まず、現在の状況でも、国内の備蓄は民間備蓄が石油製品四十五日分、今回の法改正で国家備蓄が当面四日分という

ことでございますので、相当な大規模な災害であったとしても、この石油製品について海外からの輸入に頼らずに供給継続は可能であるというふうには思っております。

もちろん、こうしたものに對する備えというのはできるだけ重層的に分厚いものであることが望ましいという観点からは、平時から官民それぞれに他国との間で石油を相互に融通できる関係を構築しておくことが重要だと思っております。ただ、この場合も近い国とやらないとなかなか災害のときには難しい。

一方で、あえて具体的に申しませんが、なかなか近隣諸国にこのエネルギーという、エネルギー安全保障という言葉があるぐらいエネルギーをしっかりと安定確保することは国家の存立にもかかわるような問題でございますので、そうしたことを、まあ万が一の場合に限ったとしても、依存をするような形を取れるのが、特に近い国との間で今関係が結べているのかということなどを踏まえると、なかなか困難は多いだろうというふうに思っております。

○松田公太君 依存ということではないんですが、そのような可能性を考えて、そのような話し合い、構築も将来的に検討していくべきじゃないかなというふうに私思っております。

次に、これ数分で議論できるような話じゃないんですけども、緊急事態、そのときの権限についてお聞きしたいと思っておりますが、例えば災害対策基本法に基づきます災害緊急事態の布告と警察法に基づく緊急事態の布告というものが、緊急時にはどちらも内閣総理大臣がこれを発動させます。ところが、今回の石油備蓄法、この放出に關しましては、権限が経済産業大臣にありますよね。私は、できればこうしたものは一本化してしまつた方がいいのではないかなというふうに思っております。

例えば、有事法制との関連もあります。あくまでこれは仮定の話ですけども、大規模災害の発生

のときに、例えば海外から、近隣諸国から、先ほどお話がありました、侵攻が例えば発生した場合、実際、東日本大震災直後にも様々な近隣諸国の船や飛行機が飛んできたという話がありまして、たけれども、誰がそういったときに資源の分配について決断をするのか。自衛隊が例えば仮に必要とする燃料の資材、それに対して、被災地住民が例えば生命の危機に瀕しているような状況、そのときはどちらが優先されるのか。いかがでしょうか。

○国務大臣(枝野幸男君) 緊急事態に對しての何らかの権限、判断というものをできるだけ一本化をした方が望ましいのではないかとこのように思っています。そういう側面があることは私も否定いたしませんという、間違いないかと思っております。

ただ一方で、私自身も昨年の三・一一のときに官邸におりました経験から踏まえると、特に大規模な災害などの緊急事態が生じたときには、もう非常に多方面の様々なことを同時並行で行わなければならぬと思います。緊急事態だから何かやらなきゃいけないぞという、この、何といいますが、その入口は総理の下でゴースサインを出すにしても、じゃ、実際にこれ、石油はどうなっているんだとか食料はどうなっているんだとか、もう本

当、様々なことがいろいろな各省各部署でありますので、それについて全て総理の決裁ということになると、これは逆に総理のところはバンクをしてしまつという側面もあると思っております。大変だから何かやれ、がつという指示は総理のところであるとしても、できるだけその中で、具体的な内容についてはそれぞれの各省大臣等に下ろすということの方が機能的な場合もあり得ると思っております。今回はそういう趣旨の制度である。

今御指摘いただいたような例については、まさに、あらかじめマニュアルの作りにくい、非常に難しい課題について、それこそうまくまことに政治判断として、それは総理の下で、こつちによこせという例えば自衛隊と、現地に民間ベースでガソリンスタンド届けなければというニーズとそれぞ

れのお話をさせていただきます。枝野大臣はそれに対して、最終的にはゼロを目指す、菅内閣の官房長官時代も申し上げましたという御答弁をいただきました。

ちよつと過去のことを調べてみたんですけども、余りこういうやり方は好きじゃないんですが、たまたま私の秘書が、優秀な秘書が見付けてくれたということもありまして、枝野大臣は、当時官房長官時代に、これは七月二十二日、二〇一一年の定例会見で、菅首相が表明した原発に依存しない社会、これについて、原発が全廃された、つまりゼロということですね、状態とはイコールではないと、そういうくぎを刺す一面があったというふうにご覧いただけます。

私は、別に揚げ足を取つてどうのこうのということじゃなくて、原発をゼロにしたいという気持ちの、本当にそういう信念を持った人たちとは一緒に党派を超えて闘っていきたいというふう

に思っているんですね。ですから、私は、先ほどちよつと個人的な発言は差し控えたいということをおっしゃっていただきましたけれども、個人的な考え

というのも非常にこれに関しては重要だと思うんです。

先ほど末松委員からも神学的なという話がありましたが、神学的かどうか分かりませんが、倫理的な部分で、個人が考えるこの原発に対する思いというのはすごく重要じゃないかなというふうに思っています。ですから、是非、もう一度枝野大臣に、本当のお気持ちのところ、個人的な気持ちで結構ですから聞かせただければと思います。

○国務大臣(枝野幸男君) その官房長官時代の発言は私も記憶をしております。

この趣旨は、あえて言うとも変わっていません。原発に依存をしない社会をつくりたい。つまり、原発に依存をしないということは原発を使わない。原発がゼロといえば、象徴的に最近原発ゼロという言葉が使われていますが、ということであると同時に、依存をしないけれども、例えば部分的に研究開発の部分のために原子炉はあります。それによって営業用ではないけど発電されますというように、昨年の七月の段階で、例えば当時の菅総理と私との間で、そのどちらのことをおっしゃったんですかということに詰めていたわけではあります。今もあえて言えば詰めていませんけれども、そういったことで、原発に依存をしない社会といった場合でも、そういった例外的なことについてまで全部詰めて何か総理がおっしゃったわけではありませんと趣旨のことを申し上げました。

そのことについては、今もあえて言えば変わっていない。ただ、要するに原子力による発電によって、何というか、電力供給がなされていく、そういう状況が、経済が成り立っていく、そういう状況を一貫してしているということで、これはまさに従来から申し上げておりますし、現時点でも、またこれは政府としてもそういう状況を早くつくりたいということは申し上げておるところであります。

○松田公太君 以上で終わります。ありがとうございます。

○荒井広幸君 荒井でございます。

今ほどは、十一党が、選挙制度で強行に過半数を持つ民主党政権を通過しようと、選挙制度でございまして、これについて議長に各党幹事長が申入れをいたしました。やはりこういう選挙制度、こういう案件を多数決でやる、しかも一党でやるという問題については、閣僚の一人としても是非反省、問題意識を持っていただきたいと冒頭に申し上げます。これはゆゆしき問題であり、内閣を、これを不信任するということにも値するものであるということを冒頭申し上げたいと思っております。

最初に、先ほどのお話以来、途中中座をしていまして、大臣に失礼があるかもしれません。まず事務方にお尋ねをいたします。

非常に工夫をさせていただいて、あの災害のときに、福島に何とか石油をと努力をしていただきました。しかし、なかなか届かなかった。その反省に基づいてこうした法改正がなされたわけですね。その意味でいうと、ちよつと原則論に戻らせていただくと、特に災害のうち今度の原発災害、五キロ、P A Z、U P Zは三十キロ、そしてP P Aは五十キロですけれども、この中に備蓄基地はどれほどありますか。この数を確認します。

○政府参考人(高原一郎君) 現在、国家備蓄石油L Pガス基地全部で十五ございしますけれども、原子力発電所から五十キロ以内にあるものが五基地、三十キロ以内にあるものが四基地が立地しております。なお、五キロ以内に立地しているものはございません。

以上でございます。

○荒井広幸君 例えば、再稼働というようなことが言われていますが、志賀原発はいわゆる三十キロ、U P Z内に、二十七キロのところにあるのが七尾L Pガス備蓄基地です。私もこの間ちよつとそこを眺めてまいりました。このように、大臣、様々な意味で再稼働をするにも本当に広範囲な検討が必要だと思っております。

福島県の現状というと、先ほども、この法律では若干分らないところがあるんですが、最終的には自衛隊の人が乗っていかねければ届けられなかった。放射線というものが非常に恐怖としてあるんですが、同時に、これは私は大変異常だと思えます。タンクローリーを買って、それを放射線汚れたので今度は民間に売却をいたしました。簡単に言えばもう駄目にしました。一部の地域のためにこれ使ったということも随分当時批判されましたね。

こういう意味でいうと、誰が運ぶんですか、原発災害のときに。ちよつとその点、先ほども質問、松田さんからもあつたんですが、誰が運ぶのか。その辺のようになつていくか、大臣でなくとも、検討過程をお聞かせください。

○国務大臣(枝野幸男君) 今の点、二つの側面あるかと思うんですが、万が一の原発事故が起こった場合に、その周辺住民の自治体、住民の皆さんに外からどう持つてくるのかということでありまして、これについては、これは私自身、率直に申し上げて当時の反省点の大きな一つでございます。

ですが、屋内退避という指示をお願いをして、それが長期間にわたつたということで、屋内退避をお願いしている地域に外からガソリンを始めいろいろな物資を届けなければならぬというオペレーションを長期にわたつてやらなければならぬ、ということになつて、大変、運び込む皆さんにも、それから屋内退避をされている皆さんにも御苦労、御迷惑をお掛けをしたというふうに思っております。

これについては、まさに屋内退避ということの手段は万が一の場合の対応策としてあり得ると思っておりますけれども、長期にわたつて屋内退避ということとはしないということは、やっぱり今回の教訓を踏まえた万が一の対応の場合の一つの基本であるというふうに私は思っておりますので、そうした意味では、外から届けるということについての問題は、むしろ屋内退避自体が長期にしないということなんだろうと思っております。

もう一つは、先ほど御質問になつた、原発に近いつつの基地にある備蓄基地をどうするのかということでございます。

確かに大変重要な御指摘で、万が一の場合には人が近づけないということになり得るわけですから、一つには、その場合でも安全が確保されるということをしつかりと担保しなければなりません。もう一つは、そこが基地としての効果は発揮できなくなる場合でも大丈夫なのかという、更なるバックアップが必要であるというふうに思っていますので、これについては御指摘を踏まえて、更に精緻な検討をしてまいりたいと思っております。

○荒井広幸君 そういうことをひとつ決めていかないといいないわけですね。

例えば、万が一、経産省からも資料をいただいて、ありがとうございます。こういうふうな資料をいただいて見ていくと、だからこそ全国に配置しているんですからね、危険なところの備蓄基地が仮にそこから石油を持ち出せなくても、別なところからバックヤードのようにして入るということはできるわけですね。

しかし、問題は、そういった環境の中で同時に出る、そういうことが起きるということは考えられないにしても、今大臣がおっしゃったように、ある一定のエリアには放射線の危険がある、あるいは水素爆発の危険がある、こういう状況のときに民間が運ぶという体制が取れるのだろうか、誰がそれを担うのだろうか、これはもう直面した現実なんです。

こういったところまできちんとした対応をいただかないと、言ってみれば再稼働に行くには不安が多いなと、こういうことなんです。直接この基地がどうのこうのという場合じゃない場合もあるということですね。運んでいくという場合です。大臣が言う一番目の例ですね。こういうことはひとつしつかりしていただきたいんです。

二つ目は、こういうこと言えるんですね。国家備蓄ということは非常に重要なんです。同じように備蓄しているのは市町村なんです。万が一

に備えて石油を備蓄しているというところをちよつと調べてみてください。災害の教訓から結構そういうことをやっているんです。ですから、姉妹都市を結んでいる、災害協定、防災協定を結んでいるところから、そういう、仮に原発を私は一番念頭に置いているんですが、それもやっぱり持ち出せないんですよ、協定を結んでいても。原発以外は今度は協力できますから、そういう意味では災害でも原発以外の場合には、非常に防災協定を結んでいる市町村の備蓄を持つというのはすごく有意義なんです。

例えば、テントなんていうのはべらぼうに持っているんですからね、市町村が。そのテントを我々は中国の震災のときに持っていたことが非常に記憶に新しいですね。これは自民党政権がなかなかやるかと、我々もそれに絡みましたけれども、テントはほとんど中国で作っていましたから、中国がああ震災になつて動かない、そういうことになりまして、自公と我々相談して、市町村、県のテント等を全部出してもらつて送つたんですよ。

ですから、同じように、災害になったときに実はどういふものを市町村も備蓄しているのか、そして今は民間も備蓄していますね、そういうものも出し合うという体制、お互いに補充し合う、融通を利かせるという体制をつくっていくということが必要だと思うんです。そういうことの検討を是非お願いしたいなということを申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長(前川清成君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(前川清成君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前川清成君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(前川清成君) 次に、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査のうち、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、お手元に配付いたしております草案を提出することで意見が一致いたしました。

この際、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案の草案の趣旨及び主な内容について御説明申し上げます。

現行の中小企業等協同組合法では、事業協同組合は共済金額の総額が契約者一人につき三十万円を超える火災共済事業を行うことができず、これを行うためには事業協同組合とは別に火災共済協同組合を設立することが必要となっており、現在、多くの都道府県では、火災共済事業のみを行う火災共済協同組合と、火災共済事業以外の共済事業を行う事業協同組合が併存している状況にあります。

一方、農業協同組合法、消費生活協同組合法といった他の協同組合法に基づき設立される組合では、火災共済事業を含めた全ての共済事業を一つの組合で行うことが可能となっております。

こうした理由から、この法律案は、事業基盤を共通とすることによって効率的な業務の実施を図るため、中小企業等協同組合法に基づき設立される組合につきましても、火災共済事業を含めた全ての共済事業を一つの組合で実施することを可能とする改正を行うとするものであります。次に、この法律案の主な内容について御説明申

上げます。

第一に、現行の火災共済協同組合の類型を廃止し、一定の要件を満たす事業協同組合は、行政庁の認可を受けて、共済金額の総額が契約者一人につき三十万円を超える火災共済事業を行うことができることとしております。これにより、事業協同組合は、火災共済事業を含めた総合的な共済事業を行うことが可能となります。

なお、火災共済事業に係る行政庁の認可を受けた事業協同組合のうち、都道府県の区域で他の事業協同組合と重複して火災共済事業を行うことは、現行と同様、禁止することとしております。このほかにも、現行の火災共済協同組合に対する規制と同様の規制を課すこととしております。

第二に、火災共済事業の再共済を行う協同組合連合会については、火災共済事業を行う事業協同組合又は協同組合連合会でもって組織し、全国を通じて一個とするとともに、事業の範囲について、現行の事業に加え、火災共済事業以外の共済事業等を行うことができることとしております。

第三に、所管行政庁については、現行では、火災共済協同組合及び火災共済事業の再共済を行う協同組合連合会の所管行政庁は、経済産業大臣及び金融庁長官となつていますが、火災共済事業を行う事業協同組合で都道府県の区域を超えないものについては、都道府県知事を、その他の火災共済事業を行う事業協同組合等については、それぞれの組合の組合員の資格として定められる事業の所管大臣を、それぞれ所管行政庁としております。

以上がこの法律案の草案の趣旨及び主な内容であります。

それでは、本草案を中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前川清成君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前川清成君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
正午散会

(参照)

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律(案)

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十一條の三」を「第百十一條の二」に改める。

第三條中「左の各号に」を「次に」に改め、第一号の三を削る。

第六條第一項第一号の三を削り、同項第三号中「火災共済協同組合」を削り、「その種類に従い、共済協同組合」を「その種類に従い共済協同組合」に、「連合会」を「連合会、同条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会に該当するもの」にあつては共済協同組合連合会」に改め、同条第二項中、「火災共済協同組合」を削る。

第七條第一項第一号中、「火災共済協同組合」を削る。

第八條中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第九條の九第三項に規定する火災等共済組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前条第一項若しくは第二項に規定する全ての小規模の事業者又は全ての事業協同小組合(その地区が全国にわたる火災等共済組合にあつては、これらの事業者又は事業協同小組合のうち、その定款で定める一の業種に属する事業

第八条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

第九條の九第三項に規定する火災等共済組合連合会の會員たる資格を有する者は、前項第一号に掲げる者のうち、当該火災等共済組合連合会の定款で定める一の業種に属する事業を行う第二項に規定する小規模の事業者又は事業協同小組合をその組合員たる資格を有する者としてその定款に定める組合とする。

第八條の二中「前條第六項」を「前條第七項」に改める。

第九條の二第二項中「事業協同小組合は」の下に「を除き」を加え、「第九條の七の二第一項の認可を受けた場合を」と同条第一項に、「うめる」を「埋める」に改める。

第九條の六の二第二項中「共済事業」の下に「（第九條の七の二第一項の認可を受けて同項に規定する火災共済事業を行う事業協同組合にあつては、当該火災共済事業を除く。次項において同じ。）」を加える。

第九条の七の二から第九条の七の四までを次のように改める。

第九条の七の二 事業協同組合であつてその組合

員(第八条第二項に規定する資格を有する者に該当する者に限る。)の総数が第九条の二第七項の政令で定める基準を超えること、出資の総額が千万円以上であることその他この法律に定める要件を備えるものについては、行政庁の認可を受けて、火災共済事業(火災により又は火災及び破裂、爆発、落雷その他の主務省令で定める偶然な事故の全部若しくは一部を一括して共済事故としこれらのもののいずれかにより財産に生ずることのある損害を埋めるための共済事業をいう。以下同じ。)であつて、共済契約に係る共済金額の総額が共済契約者一人につき同条第二項の主務省令で定める金額を超えるものを行ふことができる。

3 第一項の認可については、第二十七条の二第六項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中設立の手続又は定款、火災共済規程若しくは」とあるのは、「定款、火災共済規程又は」と読み替えるものとする。

4 行政庁が第一項の認可をしたときは、当該認可を受けた事業協同組合の定款の変更について第五十一条第二項の認可があつたものとみなす。

5 火災共済規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第九条の七の三及び第九条の七の四 削除

第九條の七の五第一項中「若しくは事業協同小組組合又は火災共済協同組合」を「又は事業協同小組組合」に、「同法第二十七條の二第三項」を「同法第九條の七の二第二項」に改める。

第九条の九第三項中「及び第三号の事業」の下に

「同項第五号の規定による共済事業（火災共済事業を除く。）を加え、「火災共済協同組合」を「火災等共済組合（第九条の七の二第一項の認可を受けて火災共済事業を行う事業協同組合をいう。以下同じ。）又は会員たる火災等共済組合連合会（協同組合連合会であつて、第五項において準用する同条第一項の認可を受けて火災共済事業を行うものをいう。以下同じ。）に改め、「附帯する事業」の下に「並びに第八項において準用する第九条の二第六項に規定する事業」を加え、同条第四項中「協同組合連合会」の下に「（同項第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。）」を加え、同条第五項中「第九条の七まで」を「第九条の七の二まで」に、第九条の二第九項を「第九条の二第二項中「第九

九条の七の第二項の認可」とあるのは、第九條の九
 第五項において準用する第九條の七の第二項の
 認可」と、同條第九項に、「會員を「會員」に
 改め、「親族」との下に、「第九條の六の第二項
 中「第九條の七の第二項」とあるのは、第九條の
 九第五項において準用する第九條の七の第二
 項」と、第九條の七の第二項中「事業協同組合
 であつてその組合員（第八條第二項に規定する資格
 を有する者に該当する者に限る。）の總数が第九
 條の二第七項」とあるのは、協同組合連合会であつて
 その會員たる組合の組合員（當該協同組合連合会
 の定款で定める一の業種に属する事業を行う第八
 條第二項に規定する小規模の事業者又は事業協同
 小組合に該当するものに限る。）の總数が第九條の
 九第四項」とを加え、同條第八項中「第九條の六
 の第三項前段及び」を「第九條の二第二項、第三
 項、第六項及び第九項（事業協同組合に係る部分
 に限る。）、第九條の六の二、第九條の六の三並び
 に」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第九条の二第九項中「組合員並びに組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて小規模の事業者であるもの」とあるのは「会員並びに所屬員たる小規模の事業者及び所屬員たる小規模の事業者と生計を一にする親族」と、第九条の六の二第二項中「共済事業（第九条の七の二第二項の認可を受けて同項に規定する火災共済事業を行う事業協同組合にあつては、当該火災共済事業」とあるのは「第九条の九第一項第五号の規定による共済事業（第九条の七の二第二項に規定する火災共済事業」と読み替へるものとする。

第九條の九の二第一項第一号中「第六十九條の四第二項を『第六十九條の四』に改め、『手続実施基本契約』の下に（同条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。第三項並びに次条第一項第一号及び第三項において同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「利用者」の下に（「利用者以外の被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関

係者を含む。次号において同じ。」を加え、「第六十九条の四第二項」を「第六十九条の四」に改め、同項第三号中「認証紛争解決手続」の下に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二条第三号（定義）に規定する認証紛争解決手続をいう。次条第二項第二号において同じ。」を加え、同条第四項第一号中「第六十九条の四第二項」を「第六十九条の四」に改め、「紛争解決等業務」の下に「（第六十九条の二第六項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。次号並びに次条第四項第一号及び第二号において同じ。）」を加え、同項第二号中「第六十九条の四第二項」を「第六十九条の四」に改める。

第二十四条第一項中、「火災共済協同組合」を削り、同条第三項を削る。

第二十五条第一項中、「火災共済協同組合」を削る。

第二十六条の前の見出し中「火災共済協同組合」を「火災等共済組合等」に改め、同条中「火災共済協同組合」を「火災等共済組合」に、「第八条第三項」を「第八条第二項」に改め、「事業者」の下に「又は事業協同小組合」を加え、同条に次の一項を加える。

2 火災等共済組合連合会の地区は、全国とする。

第二十六条の二第一項中「火災共済協同組合」を「火災等共済組合」に改め、同条第二項中「火災共済協同組合」を「火災等共済組合又は火災等共済組合連合会」に改める。

第二十七条の二第三項中「火災共済協同組合又は」を削り、「火災共済事業の実施方法、共済契

約 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に關して主務省令で定める事項を記載した書面以下「火災共済規程」という。」を「火災共済規程」に改め、同条第六項中「第三項に規定する組合」を「第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会」に改める。

第三十一条中「火災共済協同組合、」を削る。
第三十四条の二第一項中「及び共済規程又は」を

現に存するものは、新法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会とみなす。

(公正取引委員会への届出に関する経過措置)
第四条 附則第二条第一項の規定により存続する火災等共済組合は、その組合員に新法第七条第一項第一号イ又はロに掲げる者以外の事業者があるときは、施行日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

2 附則第二条第一項の規定により存続する火災等共済組合が前項の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その火災等共済組合の理事は、三十万円以下の罰金に処する。

(火災共済事業に係る特例)

第五条 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百八十六号)附則第二条の規定により同法による改正後の中小企業等協同組合法第九条の二第二項(同法第九条の九第四項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないものとされた事業協同組合又は協同組合連合会であつて、この法律の施行の際現に新法第九条の七の二第一項に規定する火災共済事業を行っているものについては、新法第九条の二第二項(新法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)及び新法第九条の七の二(新法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(指定特定火災共済事業等紛争解決機関との契約締結義務等に関する経過措置)
第六条 旧法第六十九条の二第六項第二号に規定する特定火災共済協同組合に該当する附則第二条第一項の規定により存続する火災等共済組合が施行日前に旧法第九条の七の三第一項各号に定める措置を講じたときは、当該火災等共済組合が施行日において新法第六十九条の二第六項第三号に規定する特定火災共済協同組合等に該当する場合に限り、当該火災等共済組合が新法第九条の九の二第一項各号に定める措置を講じたものとみなす。

2 旧法第六十九条の二第六項第二号に規定する

特定火災共済協同組合に該当する附則第二条第一項の規定により存続する火災等共済組合が施行日前に旧法第六十九条の四第一項に規定する指定特定火災共済事業等紛争解決機関との間で締結した旧法第六十九条の二第六項第五号に規定する特定火災共済事業等に係る同条第一項第八号に規定する手続実施基本契約は、当該火災等共済組合が施行日において新法第六十九条の二第六項第三号に規定する特定火災共済協同組合等に該当する場合に限り、当該火災等共済組合が附則第十八条の規定により新法第六十九条の四に規定する指定特定火災共済事業等紛争解決機関となる者との間で締結した新法第六十九条の二第六項第六号に規定する特定火災共済事業等に係る同条第一項第八号に規定する手続実施基本契約とみなす。

(組合員名簿に関する経過措置)
第七条 旧火災共済協同組合の組合員名簿は、新法第十条の二第二項の組合員名簿とみなす。
(旧法の規定による火災共済協同組合の設立手続の効力)
第八条 旧法の規定による火災共済協同組合の設立については施行日前に行つた創立総会の決議その他の手続は、施行日前にこれらの行為の効力が生じない場合には、その効力を失う。
(定款の記載等に関する経過措置)
第九条 旧火災共済協同組合の定款における旧法第三十三条第一項各号に掲げる事項の記載又は記録は、附則第二条第一項の規定により存続する火災等共済組合の定款における新法第三十三条第一項各号に掲げる事項の記載又は記録とみなす。

(役員等の行為に関する経過措置)
第十条 ある者が旧火災共済協同組合の役員、会計監査人、共済計理人又は清算人として施行日前にした又はすべきであつた旧法に規定する行為については、当該行為をした又はすべきであつた日に、それぞれその者が附則第二条第一項の規定により存続する火災等共済組合の役員、会計監査人、共済計理人又は清算人として施行日前にした又はすべきであつた新法の相当規定に規定する行為とみなす。

(役員等の損害賠償責任に関する経過措置)
第十一条 旧火災共済協同組合の役員、会計監査人又は清算人の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。
(決算関係書類の作成等に関する経過措置)
第十二条 旧火災共済協同組合が旧法の規定に基づいて施行日前に作成した旧法第四十条第二項に規定する決算関係書類、事業報告書、会計帳簿その他の会計又は経理に関する書類は、その作成の日に、附則第二条第一項の規定により存続する火災等共済組合が新法の相当規定に基づいて作成したものとみなす。
2 施行日前にその末日が到来した事業年度のうちに最終のものに係る前項の会計又は経理に関する書類(会計帳簿を除く。)の作成、監査及び承認の方法については、なお従前の例による。
3 第一項の規定は、前項の規定により作成した会計又は経理に関する書類について準用する。
(総会の決議に関する経過措置)
第十三条 施行日前に旧火災共済協同組合の総会(総代会を設けているときは、総代会。以下この条及び附則第十五条第一項において同じ。)が旧法の規定に基づいてした役員その他の事項に関する決議は、当該決議があつた日に、附則第二条第一項の規定により存続する火災等共済組合の総会が新法の相当規定に基づいてした決議とみなす。
(剰余金の配当に関する経過措置)
第十四条 附則第二条第一項の規定により存続する火災等共済組合が行う施行日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る剰余金の配当については、なお従前の例による。
(旧火災共済協同組合の組織に関する訴え等に関する経過措置)
第十五条 施行日前に提起された、旧火災共済協同組合の創立総会の決議の不存在若しくは無効

の確認若しくは取消しの訴え、設立の無効の訴え、総会の決議の不存在若しくは無効の確認若しくは取消しの訴え、出資一口の金額の減少の無効の訴え又は合併の無効の訴えについては、なお従前の例による。

2 施行日前に組合員が旧法第三十九条(旧法第四十条の二第五項において準用する場合を含む。)又は旧法第六十九条において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百四十七条第一項の訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。
(行政庁の選任した清算人に関する経過措置)
第十六条 この法律の施行の際現に旧法第六十八条第二項の規定により選任されている旧火災共済協同組合の清算人は、附則第二条第一項の規定により存続する火災等共済組合の新法の規定による清算人とみなす。
(財産処分の順序に関する経過措置)
第十七条 施行日前に解散した旧法の規定による火災共済協同組合又は旧法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の清算人が行うこれらの組合の財産の処分の順序については、なお従前の例による。

(紛争解決等業務を行う者の指定に関する経過措置)
第十八条 この法律の施行の際現に旧法第六十九条の二第一項の規定により同条第六項第五号に規定する特定火災共済事業等又は同項第六号に規定する特定火災共済事業等に係る紛争解決等業務を行う者としての指定を受けている者は、新法第六十九条の二第一項の規定により同条第六項第六号に規定する特定火災共済事業等に係る紛争解決等業務を行う者としての指定を受けた者とみなす。
(登記に関する経過措置)
第十九条 この法律の施行前に旧法第四章の規定により火災共済協同組合登記簿に登録された事項は、施行日において新法第四章の規定により事業協同組合登記簿に登録されたものとみなす。

の確認若しくは取消しの訴え、設立の無効の訴え、総会の決議の不存在若しくは無効の確認若しくは取消しの訴え、出資一口の金額の減少の無効の訴え又は合併の無効の訴えについては、なお従前の例による。

す。

(登記の手續に関する経過措置)

第二十條 この法律の施行前に旧法第百三條において準用する商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)の規定によつてした処分、手續その他の行為は、新法第百三條において準用する商業登記法の規定によつてしたものとなす。
(共済事業に係る監督上の処分に関する経過措置)

第二十一條 新法第百六條の二第五項の規定は、附則第二條第一項の規定により存続する火災等共済組合が施行日前にした法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約若しくは火災共済規程に定めた事項のうち特に重要なものに違反する行為又は公益を害する行為についても適用する。
(処分等の効力)

第二十二條 この法律の施行前に旧法(これに基づく命令を含む)の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、新法(これに基づく命令を含む)以下この条において同じ。の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法の相当の規定によつてしたものとなす。
(罰則に関する経過措置)

第二十三條 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第二十四條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(輸出入取引法の一部改正)

第二十五條 輸出入取引法(昭和二十七年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。
第十九條第一項中、「火災共済協同組合登記簿を削る。」
(輸出水産業の振興に関する法律の一部改正)

第二十六條 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十條中、「火災共済協同組合登記簿」を削る。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第二十七條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第三号を次のように改める。

三 削除

第四條中、「火災共済協同組合」を削る。

第五條の二十三第五項及び第五十四條中「火災共済協同組合登記簿」を削る。

(国税徴収法の一部改正)

第二十八條 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五十三條の見出し中「附され」を「付され」に、「差押」を「差押え」に改め、同條第一項中「附され」を「付され」に、「第九條の七の二第一項第一号(火災共済協同組合の火災共済事業に規定する)」を「第九條の七の二第一項(火災共済事業)」の規定によるに、「その差押」を「その差押え」に、「差し押えた」を「差し押さえた」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)

第二十九條 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「フまで」を「ケまで」に改め、同條第三号中「リを削り、又をリとし、ルからフまで」を「ケまで」とする。

理由

火災共済事業を含めた全ての共済事業を一個の事業協同組合又は協同組合連合会で行うことができるようにするため、火災共済協同組合の類型の廃止、事業協同組合又は協同組合連合会が行うことができる火災共済事業の範囲の拡大等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出す

る理由である。

七月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、原発からの撤退の決断、エネルギー政策の転換に関する請願(第二〇五五号)

第二〇五五号 平成二十四年七月十三日受理

原発からの撤退の決断、エネルギー政策の転換に関する請願

請願者 愛知県豊川市 大西正純 外五百名

紹介議員 谷岡 郁子君

この請願の趣旨は、第二八五号と同じである。

八月三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発ゼロ、再生可能な自然エネルギーへの転換に関する請願(第二〇六八号)

第二〇六八号 平成二十四年七月二十四日受理

原発ゼロ、再生可能な自然エネルギーへの転換に関する請願

請願者 埼玉県三郷市 笹川治子 外千九百九十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第八五九号と同じである。

八月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発からの撤退を決断し、エネルギー政策の転換を求めることに関する請願(第二一〇〇号)(第二一〇一号)(第二一〇二号)(第二一〇三号)(第二一〇四号)(第二一〇五号)

一、原発からの撤退に関する請願(第二一〇六号)

一、中小企業支援の拡充に関する請願(第二一〇七号)

一、原発ゼロ、再生可能な自然エネルギーへの

転換に関する請願(第二一〇八号)

一、原発からの脱却に関する請願(第二一〇九号)

一、原子力発電所に関して、福島県民・日本国民の声を届けることに関する請願(第二一〇〇号)(第二一一一号)

一、脱原発政策を推進することに関する請願(第二二六一号)

一、原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願(第二二一六号)(第二二一七号)(第二二一八号)(第二二一九号)(第二二二〇号)(第二二二一号)

一、原発からの撤退を決断し、エネルギー政策の転換を求めることに関する請願(第二二二二号)

一、国内の原子力発電所は全て廃炉にし、自然エネルギー開発へ路線転換することに関する請願(第二二三四号)

第二二〇〇号 平成二十四年七月二十七日受理

原発からの撤退を決断し、エネルギー政策の転換を求めることに関する請願

請願者 富山市 端梨絵 外三千七百二名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二二〇一号 平成二十四年七月二十七日受理

原発からの撤退を決断し、エネルギー政策の転換を求めることに関する請願

請願者 神戸市 山崎絵里 外三千七百二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二二〇二号 平成二十四年七月二十七日受理

原発からの撤退を決断し、エネルギー政策の転換を求めることに関する請願

請願者 岩手県盛岡市 村山みつ 外三千七百二名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二二〇三号 平成二十四年七月二十七日受理
原発からの撤退を決断し、エネルギー政策の転換を求めることに関する請願

請願者 山梨県甲府市 吉田美幸 外三千七百二名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二二〇四号 平成二十四年七月二十七日受理
原発からの撤退を決断し、エネルギー政策の転換を求めることに関する請願

請願者 長崎市 滝川奈津美 外三千七百二名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二二〇五号 平成二十四年七月二十七日受理
原発からの撤退を決断し、エネルギー政策の転換を求めることに関する請願

請願者 和歌山市 小山浩美 外三千七百二名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二二〇六号 平成二十四年七月二十七日受理
原発からの撤退に関する請願

請願者 京都市 中谷卓 外三百三十五名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二二〇七号 平成二十四年七月二十七日受理
中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 川崎市 遠藤理絵 外五千二百六十七名
紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二二〇八号 平成二十四年七月二十七日受理
原発ゼロ、再生可能な自然エネルギーへの転換に関する請願

請願者 埼玉県越谷市 馬場杏奈 外七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第八五九号と同じである。

第二二〇九号 平成二十四年七月二十七日受理
原発からの脱却に関する請願

請願者 長野県飯田市 佐々木清美 外八千四十三名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一一六五号と同じである。

第二二一〇号 平成二十四年七月二十七日受理
原子力発電所に関して、福島県民・日本国民の声を届けることに関する請願

請願者 川崎市 石井綾子 外千四百十七名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一二〇三号と同じである。

第二二一一号 平成二十四年七月二十七日受理
原子力発電所に関して、福島県民・日本国民の声を届けることに関する請願

請願者 兵庫県宝塚市 加納フサコ 外千四百十七名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一二〇三号と同じである。

第二二一六号 平成二十四年八月二日受理
原発からの撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 新潟県上越市 宮越美紀子 外五千九十二名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二二一七号 平成二十四年八月二日受理
原発からの撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 岡山市 左近政子 外五千九十二名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二二一八号 平成二十四年八月二日受理
原発からの撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 北海道函館市 藤井康二郎 外五千九十二名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

変えること。

第二二一九号 平成二十四年八月二日受理
原発からの撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 東京都中野区 津久井勲 外五千九十二名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二二二〇号 平成二十四年八月二日受理
原発からの撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 埼玉県越谷市 関根みどり 外五千九十二名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二二二四号 平成二十四年八月二日受理
国内の原子力発電所は全て廃炉にし、自然エネルギー開発へ路線転換することに関する請願

請願者 東京都日野市 江口水江 外九千四百三十一名
紹介議員 田村 智子君
二〇一一年三月の大震災が引き起こした東京電力福島第一原子力発電所の事故は、チェルノブイリ原子力発電所事故と並ぶ史上最悪の原子力事故となった。現在も収束のめどは立っておらず、放出され続ける放射能により、国土の汚染と国民の不安は広がるばかりである。地震多発国である日本がこれまで安全神話を振りまき、原発を推進してきたことで、原発の危険性と対策について全く無防備であったことも明らかになった。原子力を完全にコントロールできる技術はないにもかかわらず、原発を推進してきた人たちはこの事故で何の反省もなく再稼働を急ぎ再び危険を冒そうとしている。日本でこのような事態が生じたことで、各国のエネルギー政策にも大きな影響を及ぼし、

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二二二一号 平成二十四年八月二日受理
原発からの撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 大阪市 吉原ひろみ 外五千九十二名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二二二二号 平成二十四年八月二日受理
原発からの撤退を決断し、エネルギー政策の転換を求めることに関する請願

請願者 島根県松江市 高田悦雄 外三千二百名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二二二四号 平成二十四年八月二日受理
国内の原子力発電所は全て廃炉にし、自然エネルギー開発へ路線転換することに関する請願

請願者 東京都日野市 江口水江 外九千四百三十一名
紹介議員 田村 智子君
二〇一一年三月の大震災が引き起こした東京電力福島第一原子力発電所の事故は、チェルノブイリ原子力発電所事故と並ぶ史上最悪の原子力事故となった。現在も収束のめどは立っておらず、放出され続ける放射能により、国土の汚染と国民の不安は広がるばかりである。地震多発国である日本がこれまで安全神話を振りまき、原発を推進してきたことで、原発の危険性と対策について全く無防備であったことも明らかになった。原子力を完全にコントロールできる技術はないにもかかわらず、原発を推進してきた人たちはこの事故で何の反省もなく再稼働を急ぎ再び危険を冒そうとしている。日本でこのような事態が生じたことで、各国のエネルギー政策にも大きな影響を及ぼし、

ドイツ、イタリアなどは原子力に頼らない方向へと大きく転換している。日本も、原子力発電所の新規建設は行わず、既存の原子力発電所は全て廃炉とし、太陽光、風力、地熱、水力などの自然エネルギーを要としたエネルギー開発へ路線転換するよう求める。

については、次の事項について実現を図られた

- 一、原子力発電所の新規建設は即刻中止とし、既存の原子力発電所を計画的に廃炉とすること。
- 二、自然エネルギーの開発を中心としたエネルギー政策へ転換すること。

八月十七日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、原発からの撤退に関する請願(第二二四一号)

一、国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者への支援強化に関する請願(第二二四二号)

一、原発からの撤退の決断、エネルギー政策の転換に関する請願(第二二四三号)

一、原発からの撤退を求めることに関する請願(第二二四四号)

一、原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願(第二二七七号)

一、脱原発政策を推進することに関する請願(第二二七八号)

一、原発からの撤退を決断し、エネルギー政策の転換を求めることに関する請願(第二三〇七号)

一、紀伊半島にも日本のどこにも原発のない社会の実現に関する請願(第二三〇八号)

一、脱原発政策を推進することに関する請願(第二三五六号)

第二二四一号 平成二十四年八月六日受理

原発からの撤退に関する請願

請願者 愛知県豊西市 浅野智史 外五十
五名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二二四二号 平成二十四年八月六日受理

国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者への支援強化に関する請願

請願者 奈良市 坂本和子 外千百五十六
名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第二二四三号 平成二十四年八月六日受理

原発からの撤退の決断、エネルギー政策の転換に関する請願

請願者 愛知県豊橋市 加藤壽太郎 外百
十二名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二八五号と同じである。

第二二四四号 平成二十四年八月六日受理

原発からの撤退を求めることに関する請願

請願者 愛知県瀬戸市 水谷正秀 外百三
十六名

紹介議員 井上 哲士君

福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性を国民の前に事実をもって明らかにした。現在の原発の技術は本質的に未完成で、極めて危険なものであり、原発はばく大な放射性物質(死の灰)を抱えているが、それをどんな事態が起きても閉じ込めておく完全な技術は存在しない。一たび大量の放射性物質が放出されれば、被害は深刻かつ広範囲で、将来にわたっても影響を及ぼす。そうした原発を、世界有数の地震・津波国である我が国に、集中的に建設することは危険なことであり、日本に立地している原発で、大地震・津波に見舞われる可能性がないと断言できるものはない。歴代政府が、安全神話にしがみつき、繰り返

しの警告を無視して安全対策を採らなかったことが、どんなに深刻な結果をもたらすかも明瞭となった。

については、次の事項について実現を図られた

- 一、中部電力浜岡原子力発電所は、運転を再開せず、廃炉にすること。
- 二、日本政府が原発からの撤退を決断し、原発をゼロにする期限を決めたプログラムを作ること。

第二二七号 平成二十四年八月七日受理

原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 東京都大田区 玉城嘉巳 外三十
名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二二七八号 平成二十四年八月七日受理

脱原発政策を推進することに関する請願

請願者 埼玉県所沢市 山本文子 外千九
百十名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第二一六一号と同じである。

第二三〇七号 平成二十四年八月七日受理

原発からの撤退を決断し、エネルギー政策の転換を求めることに関する請願

請願者 神奈川県厚木市 峯田一光 外百
五十四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二三〇八号 平成二十四年八月七日受理

紀伊半島にも日本のどこにも原発のない社会の実現に関する請願

請願者 和歌山県日高郡みなべ町 宇津木
久子 外三百九十四名

紹介議員 山下 芳生君

東京電力福島第一原子力発電所の事故によつて、海も大気も大地も放射能で汚染され、多くの住民が避難を余儀なくされ大変な生活を強いられている。原発の危険性が次々と明らかになり、放射能汚染の不安が広がっている。現在の原発の技術は未完成であり、使用済核燃料を始末する方法も全く確立しておらず、その危険性がなくなるまでには数万年も掛かる。地震多発地域に原発を造っているのは日本だけであり、原発事故を繰り返すなら、国全体が壊滅的打撃を受ける危険がある。ドイツ・イタリアでは、日本の原発事故から教訓を得て、原発推進政策をやめる決断をした。事故当事国の日本こそ、安全な未来を子孫に残すため、原発廃止に向けて政治のかじを切り、同時に再生可能な自然エネルギーの本格的導入を進めるべきである。かつて紀伊半島にも原子力発電所を二か所造る計画があつたが、粘り強い運動で止めたことが、今多くの県民から感謝されている。今後、紀伊半島にも全国のどこにも原発は要らない。

については、次の事項について実現を図られた

- 一、原子力発電所の新規計画を中止し、今ある原子力発電所は期限を決めて、計画的に廃炉にすること。
- 二、省エネと自然エネルギーを中心としたエネルギー政策を早急に始めること。

第二三五六号 平成二十四年八月九日受理

脱原発政策を推進することに関する請願

請願者 東京都世田谷区 柴田太陽 外千
九百十名

紹介議員 今野 東君

この請願の趣旨は、第二一六一号と同じである。

八月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、災害時における石油の供給不足への対処等

第六章 勧告等

(石油業者に対する勧告等)

第三十二条 経済産業大臣は、第七条第三項の規定により石油基準備蓄量を減少し、若しくは減少しようとする場合若しくは第十一条第二項において準用する第七条第三項の規定により石油ガス基準備蓄量を減少し、若しくは減少しようとする場合又は前条の規定により国家備蓄石油を譲り渡し、若しくは譲り渡そうとする場合若しくは貸し付け、若しくは貸し付けようとする場合においては、経済産業省令で定めるところにより、石油精製業者、石油販売業者、石油輸入業者若しくは石油ガス輸入業者(以下「石油業者」と総称する。)又は石油販売業者が組織する団体であつて経済産業大臣が指定するものに対し、指定石油製品の生産予定量又は石油の販売予定量若しくは輸入予定量その他の必要な情報の報告をさせ、当該報告に基づき、石油業者に對し、指定石油製品の生産予定量又は石油の販売予定量若しくは輸入予定量の増加その他の必要な措置(次条第一項又は同条第三項において準用する同条第一項の規定により勧告することができ、その旨を公表することができる。)

2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 経済産業大臣は、我が国への石油の供給が不足する事態及び我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態に際して国民が的確に対応できるよう、石油の生産、輸入、流通又は在庫の状況に關し、必要な情報を国民に提供するものとする。

(特定石油精製業者等及び特定石油ガス輸入業者等に対する勧告等)

第三十三条 経済産業大臣は、我が国における

災害の発生により第十三条第一項の経済産業省令で定める地域への石油(石油ガスを除く。)の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、第七条第三項の規定により石油基準備蓄量を減少し、若しくは減少しようとするとき又は第三十一条の規定により国家備蓄石油(石油ガスを除く。)を譲り渡し、若しくは譲り渡そうとするとき若しくは貸し付け、若しくは貸し付けようとするときは、第十三条第四項の規定により当該地域に係る災害時石油供給連携計画の届出をした特定石油精製業者等(同条第七項の規定による変更の勧告があつた場合において、その勧告に従つて災害時石油供給連携計画の変更をしなかつた者を除く。)に對し、その届出に係る災害時石油供給連携計画(同条第四項後段の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)を実施すべきことを勧告することができる。この場合において、経済産業大臣は、その勧告に係る災害時石油供給連携計画を実施すべき期間を定めるものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた特定石油精製業者等が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 前二項の規定は、特定石油ガス輸入業者等に準用する。この場合において、第一項中「第十三条第一項」とあるのは「第十四条第一項」と、「石油(石油ガスを除く。）」とあるのは「石油ガス」と、「第七条第三項」とあるのは「第十一条第二項において準用する第七条第三項」と、「石油基準備蓄量」とあるのは「石油ガス基準備蓄量」と、「国家備蓄石油(石油ガスを除く。）」とあるのは「国家備蓄石油(石油ガスに限る。）」と、「第十三条第四項」とあるのは「第十四条第四項」と、「災害時石油供給連携計画」とあるのは「災害時石油ガス供給連携計画」と、同条第七項とあるのは「同条第六項」とあるのは「同条第四項」と、同条第四項後段とあるのは「第十四条第四項後段」と読み替へるものとする。

携計画」と、「同条第七項」とあるのは「同条第六項において準用する第十三条第七項」と、「同条第四項後段」とあるのは「第十四条第四項後段」と読み替へるものとする。

(機構の特定石油精製業者等及び特定石油ガス輸入業者等に対する援助)

第三十四条 機構は、前条第一項の規定による勧告を受けた特定石油精製業者等又は同条第三項において準用する同条第一項の規定による勧告を受けた特定石油ガス輸入業者等の要請に応じ、当該特定石油精製業者等又は特定石油ガス輸入業者等による災害時石油供給連携計画又は災害時石油ガス供給連携計画の実施に關し、必要な人的及び技術的援助を行うことができる。

(関係行政機関の協力)

第三十五条 経済産業大臣は、第三十三条第一項の規定による勧告を受けた特定石油精製業者等又は同条第三項において準用する同条第一項の規定による勧告を受けた特定石油ガス輸入業者等が災害時石油供給連携計画又は災害時石油ガス供給連携計画を実施するために特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、石油の輸送その他の必要な協力を要請することができる。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の協力を行うものとする。

第二十五条第三項中「第二十三条第三項」を「第二十六条第三項」に改め、第三章第二節同条を第二十八条とする。

第二十四条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 自動車に直接給油する事業を行う営業所(給油設備の規模が一定の規模以上であることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。)を有する石油販売業者にあつては、当該営業所の給油設備の規

模

第二十四条第二項中「第五号」を「第六号」に、「又は第四号」を「から第五号まで」に改め、同条を第二十七条とし、第二十三条を第二十六条とする。

第二十二條中「第十九條」を「第二十二條」に、「第二十條第一項」を「第二十三條第一項」に改め、第三章第一節同条を第二十五条とし、第二十一条を第二十四条とする。

第二十條第一項第一号中「第十六條第一項第一号」を「第十九條第一項第一号」に改め、同項第二号中「第十七條第一項」を「第二十條第一項」に改め、同項第四号中「第十三條」を「第十六條」に改め、同項第七條第一項を「第二十條第一項」に改め、同条第二項中「第十六條第二項」を「第十九條第二項」に改め、同条を第二十三条とする。

第十九條中「第十三條」を「第十六條」に改め、同条を第二十二條とし、第十八條を第二十一條とする。

第十七條第一項中「第十四條第一項第四号」を「第十七條第一項第四号」に改め、同条第二項中「第十四條第二項」を「第十七條第二項」に改め、同条第三項中「第十四條第一項第一号」を「第十七條第一項第一号」に改め、同条を第二十條とする。

第十六條第一項中「第十四條第一項」を「第十七條第一項」に改め、同項第三号及び第四号中「第二十條第一項又は第二十一條第一項」を「第二十三條第一項又は第二十四條第一項」に改め、同項第五号中「第二十條第一項」を「第二十三條第一項」に改め、同条を第十九條とし、第十五條を第十八條とする。

第十四條第二項中「第十六條第一項各号」を「第十九條第一項各号」に改め、同条を第十七條とし、第十三條を第十六條とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第十三條 災害時石油供給連携計画の届出等

(災害時石油供給連携計画の届出等)

第十三条 経済産業大臣は、我が国における災害の発生により特定の地域への石油(石油ガスを除く。以下この条において同じ。)の供給が不足する事態が生じた場合において当該地域において石油精製業、石油販売業又は石油輸入業を行つて石油精製業者等が石油の貯蔵施設の共同利用その他当該石油精製業者等相互間の連携により当該地域への石油の安定的な供給の確保を図ることが適当であると認められる地域として全国の区域を分けて経済産業省令で定める地域ごとに、石油精製業者等のうち、当該地域内においてその設置している石油の貯蔵施設の貯蔵能力の合計が経済産業省令で定める貯蔵能力以上であることその他経済産業省令で定める要件に該当するものを特定石油精製業者等として指定するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

一 当該指定に係る地域

二 当該指定を受けた特定石油精製業者等の商号、名称又は氏名、住所及び主たる事務所の所在地

3 経済産業大臣は、第二十条第三項、第二十六条第二項又は第二十七条第二項の規定による変更の届出(前項第二号に掲げる事項に係るものに限る。)があつたときは、当該変更に係る事項を告示するものとする。

4 同一の第一項の経済産業省令で定める地域について同項の規定による指定を受けた特定石油精製業者等は、共同して、経済産業省令で定めるところにより、我が国における災害の発生により特定の地域への石油の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において当該地域への石油の安定的な供給を確保するための当該特定石油精製業者等相互間の連携に関する計画(以下「災害時石油

供給連携計画」という。)を作成し、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

5 災害時石油供給連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該特定石油精製業者等相互の連絡に関する事項

二 当該特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する事項

三 当該特定石油精製業者等による石油の輸送に係る協力に関する事項

四 その他経済産業省令で定める事項

6 経済産業大臣は、特定石油精製業者等が第四項の規定による届出をしないときは、その特定石油精製業者等に対し、その届出をすべきことを勧告することができる。

7 経済産業大臣は、第四項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る災害時石油供給連携計画の内容が次の各号のいずれかに適合しないと認めるときは、その届出をした特定石油精製業者等に対し、その届出に係る災害時石油供給連携計画を変更すべきことを勧告することができる。

一 我が国における災害の発生により特定の地域への石油の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において当該地域への石油の安定的な供給を確保するために必要かつ適切なものであること。

二 その届出をした特定石油精製業者等のうち特定の者について不当に差別的でないこと。

三 石油を使用する者又は関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

8 特定石油精製業者等は、毎年災害時石油供給連携計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならぬ。

9 経済産業大臣は、第六項又は第七項の規定による勧告を受けた特定石油精製業者等が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(災害時石油ガス供給連携計画の届出等)

第十四条 経済産業大臣は、我が国における災害の発生により特定の地域への石油ガスの供給が不足する事態が生じた場合において当該地域において石油ガスの販売を行う事業を行つて石油販売業者又は当該地域において石油ガス輸入業を行つて石油ガス輸入業者が石油ガスの貯蔵施設の共同利用その他当該石油販売業者又は石油ガス輸入業者相互間の連携により当該地域への石油ガスの安定的な供給の確保を図ることが適当であると認められる地域として全国の区域を分けて経済産業省令で定める地域ごとに、石油販売業者又は石油ガス輸入業者のうち、当該地域内においてその設置している石油ガスの貯蔵施設の貯蔵能力の合計が経済産業省令で定める貯蔵能力以上であることその他経済産業省令で定める要件に該当するものを特定石油ガス輸入業者等として指定するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

一 当該指定に係る地域

二 当該指定を受けた特定石油ガス輸入業者等の商号、名称又は氏名、住所及び主たる事務所の所在地

3 経済産業大臣は、第二十七条第二項又は第二十八条第二項の規定による変更の届出(前項第二号に掲げる事項に係るものに限る。)があつたときは、当該変更に係る事項を告示するものとする。

4 同一の第一項の経済産業省令で定める地域について同項の規定による指定を受けた特定石油ガス輸入業者等は、共同して、経済産業省令で定めるところにより、我が国における災害の発生により特定の地域への石油ガスの供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において当該地域への石油ガス

の安定的な供給を確保するための当該特定石油ガス輸入業者等相互間の連携に関する計画(以下「災害時石油ガス供給連携計画」という。)を作成し、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

5 災害時石油ガス供給連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該特定石油ガス輸入業者等相互の連絡に関する事項

二 当該特定石油ガス輸入業者等による石油ガスの貯蔵施設及び石油ガス容器に石油ガスを充填する事業場の共同利用に関する事項

三 当該特定石油ガス輸入業者等による石油ガスの輸送に係る協力に関する事項

四 その他経済産業省令で定める事項

6 前条第六項から第九項までの規定は、特定石油ガス輸入業者等に準用する。この場合において、同条第七項及び第八項中「災害時石油供給連携計画」とあるのは「災害時石油ガス供給連携計画」と、同条第七項第一号及び第三号中「石油」とあるのは「石油ガス」と読み替えるものとする。

(公正取引委員会との関係)

第十五条 経済産業大臣は、第十三条第四項又は前条第四項の規定による届出を受理したときは、その届出に係る災害時石油供給連携計画又は災害時石油ガス供給連携計画の写しを公正取引委員会に送付するものとする。

2 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、前項の規定による送付を受けた災害時石油供給連携計画又は災害時石油ガス供給連携計画について意見を述べるものとする。

(石油需給適正化法の一部改正)

第二条 石油需給適正化法昭和四十八年法律第百二十二号の一部を次のように改正する。

第一条中「場合」の下に「及び我が国における

災害の発生により国内の石油の大幅な供給不足が生ずる場合を加える。

第四條第一項中「又は不足する」を「若しくは不足する」に改め、「あるため」の下に、「又は我が国における災害の発生により国内の石油の供給が大幅に不足し、若しくは不足するおそれがあるため」を加える。

(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正)

第三條 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三條中「石油等」という。の下に「の探鉱等、石炭の探鉱、地熱の探査を」、「可燃性天然ガス資源」の下に、「石炭資源、地熱資源」を、「もって石油等」の下に、「石炭、地熱」を加える。

第五條第一項中「第五條第四項の規定」の下に「並びに災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第五條第三項及び第六條第二項の規定」を加える。

第十一條第一項第一号中「液化」の下に「海外における石炭の探鉱、本邦における地熱の探査を加え」、「及び第三号」を削り、同項第三号中「並びに可燃性天然ガスの液化に必要な資金」を、「可燃性天然ガスの液化並びに石炭の探鉱及びこれに附属する選炭その他の事業(同号において「石炭の探掘等」という。、本邦における地熱の採取に、「探掘等」を「探掘及びこれに附属する選炭、製錬その他の事業」に改め、同項第五号中「における実証」の下に「石炭の探掘等に係る技術に関する指導及び当該技術の実証、地熱の探査に係る技術に関する指導及び当該技術の実証」を加え、同項第六号中「石油等及び」の下に「石炭の探鉱、地熱の探査並びに」を、「調査」の下に「石炭の探鉱に係る調査にあつては海外において行われるもの」に限り、」を加え、

「海外」を「海外」に、「二百メートル以上の政令で定める水深の海域において行われるものに限る」を「海域において行われる国民経済上重要なものであつて国及び機構以外の者が行うことが困難なものであるとして経済産業省令で定めるもの」に限り、地熱の探査に係る調査にあつては熱源の状況の調査を含む」に改め、同項第七号中「海外における金属鉱物の探鉱」を「海外における石炭の探鉱に必要な地質構造の調査その他石炭資源の開発に必要な調査、本邦における地熱の調査に必要な地質構造の調査(熱源の状況の調査を含む。及び海外における金属鉱物の探鉱に改め、同項第八号中「における」の下に「石炭資源の開発、本邦における地熱資源の開発及び海外における」を加え、同項第十号中「国家備蓄石油」を削り、「昭和五十年法律第九十六号」の下に「以下「備蓄法」という。」を加え、「国家備蓄石油をいう。以下同じ」を「国家備蓄石油(同条第二項に規定する指定石油製品を除く。に、「国家備蓄施設(同法第三十一條に規定する国家備蓄施設をいう。以下同じ」を「備蓄法第二十九條に規定する国家備蓄施設(以下「国家備蓄施設」という)に改め、同項第十二号中「に限り、」の下に「備蓄法第二條第十項に規定する」を加え、同項第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「金属鉱業等鉱害対策特別措置法第三十條第一項の規定による鉱害防止業務」を「次の業務」に改め、同項に次の各号を加える。

一 備蓄法第三十四條の規定による援助を行うこと。

二 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第三十條第一項の規定による鉱害防止業務を行うこと。

第十二條第一号中「前条第一項第一号」の下に「に掲げる業務(石油等に係るもの)に限り、次号に掲げるものを除く。」を加え、「及び第三号から第六号まで」を、「同項第三号及び第四号」に

改め、「限る。」の下に、「同項第五号及び第六号に掲げる業務(石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。)、同項第七号及び第八号に掲げる業務(石炭及び地熱に係るものに限る。)」を、「する業務」の下に「並びに同条第二項第一号に掲げる業務」を加え、同条第二号中「金属鉱物の探鉱に係る」を「石油に係るものを除き、可燃性天然ガスに係るものにあつてはその採取及び液化に必要な資金に係るものであつて特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第五十條の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの」に限り、金属鉱物に係るものにあつては同条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係る」に改め、「同項第三号に掲げる業務」の下に「石炭、地熱及び」を加え、「第九号」及び「並びに同条第三項の業務」を削り、同条第三号中「権利譲受け資金に係るものに限る」を「権利譲受け資金に係るもの」に限り、前号に掲げるものを除く」に、「第六号」を「第八号」に、「同項第七号、第八号」を「同項第九号」に、「第十五号、第十八号及び第十九号」を「第十七号及び第十八号」に、「並びに同条第二項」を「同条第二項第二号に掲げる業務並びに同条第三項」に改め、同条第四号中「前条第一項第十六号」を「前条第一項第十五号」に改め、同条第五号中「前条第一項第十七号」を「前条第一項第十六号」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十二條の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十一條第一項第七号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二條第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」

の理事長」と、同法第二條第一項及び第四項、第七條第二項、第十九條第一項及び第二項、第二十四條並びに第三十三條中「国」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」と、同法第十四條中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第十三條第一項中「前条第一号」を「第十二條第一号」に改め、「この項及び第七項において」を削り、同条第四項中「前条第四号」を「第十二條第四号」に改める。

第十九條第一項中「第十一條第一項第十七号」を「第十一條第十六号」に改める。

附則第五條第二項中「並びにこれらに附帯する業務」との下に、「同条第二項第一号」とあるのは「前条第二項第一号」とを加える。

附則第六條中「前三條」を「附則第三條から第五條まで」に改め、同条を附則第八條とし、附則第五條の次に次の二條を加える。

第六條 機構は、当分の間、第十一條第一項から第三項まで並びに附則第四條第一項及び第二項並びに前条第一項に規定する業務のほか、石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号。以下「整備法」という。)附則第三條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合又は同条第二項の規定によることとされる効力を有することとされる場合における整備法第二條の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号。以下「旧構造調整法」という。)第二十五條第一項に規定する業務並びに整備法附則第五條第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における整備法第二條の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号。以下「旧賠償法」という。)第十二條第一項に規定する業務(以下「石炭経過業務」とい

う。)を行うことができる。

2 機構は、石炭経過業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「石炭経過勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

3 第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、第二十五条第二号中「第十一条第一項から第三項までに規定する業務」とあるのは「第十一条第一項から第三項までに規定する業務及び附則第六条第一項に規定する石炭経過業務」と、通則法第五十条中「及びこれに基づく政令」とあるのは「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号。以下「整備法」という。)第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号。整備法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる部分に限る。)」及び整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十一年法律第九十七号。整備法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる部分に限る。)」並びにこれらに基づく命令」とする。

4 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他政令で定める法人に対し、石炭経過業務(整備法附則第五条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務(これらの業務に附帯する業務を含む。))に限る。第七項において同じ。の一部を委託することができる。

5 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の認可に係る業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

6 第四項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は政令で定める法人(以下この条において「受託金融機関等」という。)の役員及び職員であつて当該委託を受けた業務に従事す

るものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

7 経済産業大臣は、石炭経過業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、受託金融機関等に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関等の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

8 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

9 第七項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

10 第七項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関等の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

(石炭経過勘定における納付金等)

第七条 機構は、石炭経過勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、経済産業大臣が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額のうち、石炭経過業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

一 通則法第四十四条第一項の規定による積立金がある場合 整備法附則第三条第二項の規定によりその償還についてなおその効力を有することとされる旧構造調整法第二十五条第一項第八号、第十一号の二及び第十六号の四の規定による貸付金並びに整備法附則第五条第二項の規定によりその償還

についてなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第二号及び第三号の規定による貸付金(以下この条において「貸付金」と総称する。))の償還金で当該中期目標の期間中に償還されたものの合計額に当該積立金に相当する金額を加えた金額

二 通則法第四十四条第二項の規定による繰越欠損金がある場合(同条第一項の規定による積立金及び同条第二項の規定による繰越欠損金のいずれもない場合を含む。)) 貸付金の償還金で当該中期目標の期間中に償還されたものの合計額

2 経済産業大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により納付金を納付したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額により、それぞれ資本金を減少するものとする。

一 第一項第一号に掲げる場合 納付金の納付額から同号の積立金の額に相当する金額を差し引いた金額

二 第一項第二号に掲げる場合 納付金の納付額に同号の繰越欠損金の額に相当する金額を加えた金額(繰越欠損金がない場合にあっては、納付金の納付額)

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金及び貸付金の償還金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条、第六条及び第十号の規定 公布の日

二 第三条(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(以下「機構法」という。))第十一条第一項第十号及び第十二号並びに同条第二項の改正規定、機構法第十二条第一号の改正規定(「する業務」の下に「並びに同条第二項第一号に掲げる業務」を加える部分に限る。)、機構法第十二条第三号の改正規定(「並びに同条第二項」を「同条第二項第二号に掲げる業務並びに同条第三項」に改める部分(第十一号第二項第二号に掲げる業務に係る部分に限る。))に限る。、機構法附則第五条第二項の改正規定並びに次号に掲げる改正規定を除く。の規定並びに附則第七条から第九条まで、第十六条、第二十一条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第二十二号及び第二十三号(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第八十五条第二項第一号口の改正規定及び同項第二号への改正規定(第三十四条第一項)を「第四十二号第一項」に改める部分に限る。))並びに次号に掲げる改正規定を除く。の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条(機構法第五条の改正規定(災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第六条第二項に係る部分に限る。)、機構法附則第六条の改正規定及び同条を機構法附則第八条とし、機構法附則第五条の次に二条を加える改正規定に限る。))の規定並びに附則第十二条、第十八条から第二十条まで、第二十一条(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第一百四十五号。附則第五条において「開発機構法」という。))附則第十二条及び第十三条の改正規定に限る。))及び第二十三号(特別会計に関する法律(平成二十五年四月一日

石油販売業の届出に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正後の石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「新備蓄法」という。）第二条第六項に規定する石油販売業者であつて、自動車に直接給油する事業を行う営業所（新備蓄法第二十七条第一項第五号の経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）を有するものについての新備蓄法第二十七条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

（国家備蓄石油の管理の委託等に関する経過措置）

第三条 経済産業大臣は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「旧備蓄法」という。）第三十一条の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）に管理を委託している旧備蓄法第二条第十項に規定する国家備蓄石油（旧備蓄法第二条第二項に規定する指定石油製品に限る。以下この条において同じ。）については、新備蓄法第二十九条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日（その日前に新備蓄法第二十九条の規定に基づき当該国家備蓄石油の管理を新備蓄法第五条第一項に規定する石油精製業者等に委託した場合には、当該委託の日。次項において同じ。）までの間は、引き続き機構にその管理を委託することができる。

2 機構は、この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の機構法第十一条第十号の規定により管理を行つていた国家備蓄石油については、第三条の規定による改正後の機構法第十一条第十号の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により引き続き管理を行

うことができる。

（処分等の効力の引継ぎ）

第四条 旧備蓄法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新備蓄法の相当する規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の権利及び義務の承継等）

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の時において現に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「開発機構」という。）が有する権利及び義務であつて、附則第二十一条の規定による改正前の開発機構法（次条において「旧開発機構法」という。）第十五条第一項第七号及び第十一号（附則第十六条の規定による改正前の非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）

第十一条第二号（地熱の探査及び地熱資源の開発に係る部分に限る。）及び第三号（地熱の探査及び地熱資源の開発に必要な地質構造（熱源の状況を含む。）の調査に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に掲げる業務（当該業務に附帯する業務を含む。）に係るものは、その時において、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い機構が承継する。

2 前項の承継計画書は、開発機構が、政令で定める基準に従つて作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の規定により機構が開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項の承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

4 前項の資産の価額は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

5 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

6 開発機構は、第一項の規定により機構が開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、第三項の規定により機構に対して出資されたものとされた額によりその資本金を減少するものとする。

第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の時において現に開発機構が有する権利及び義務であつて、旧開発機構法附則第十二条第一項に規定する業務に係るものは、その時において、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い機構が承継する。

2 前項の規定により機構が開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項の承継計画書において定めるところに従い機構が開発機構が承継したときは、その承継の際、旧開発機構法附則第十二条第二項に規定する石炭経過勘定において、積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額を控除した金額とし、同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 第一項の規定により機構が開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧開発機構法附則第十二条第二項に規定する石炭経過勘定において、積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、第三条の規定による改正後の機構法附則第六条第二項に規定する石炭経過勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

4 開発機構は、第一項の規定により機構が開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧開発機構法附則第十二条第二項に規定する石炭経過勘定に属する資本金の額によりその資本金を減少するものとする。

5 開発機構の附則第一条第三号に掲げる規定の

施行の日の前日を含む中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。）に係る旧開発機構法附則第十三条の規定による納付金の納付その他積立金及び貸付金の償還金の処分については、機構が従前の例により行うものとする。

6 前条第二項の規定は第一項の承継計画書について、同条第四項及び第五項の規定は第二項の資産の価額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「附則第一条第二号」とあるのは、「附則第一条第三号」と読み替えるものとする。

（区分経理に関する経過措置）

第七条 第三条の規定による改正後の機構法第十二条の規定（機構法第十一条第一項第九号に掲げる業務及び同条第三項の業務に係る部分に限る。）は、平成二十四年十月一日以後に行われる機構法第十一条第一項第九号に掲げる業務又は同条第三項の業務に係る経理の区分について適用し、同年九月三十日以前に行われる同条第一項第九号に掲げる業務又は同条第三項の業務に係る経理の区分については、なお従前の例による。

（非課税）

第八条 附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により機構が権利の承継をする場合における当該承継に伴う登記については、それぞれ当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限

り、登録免許税を課さない。

2 附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により機構が権利の承継をする場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（罰則の経過措置）

第九条 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）

（政令への委任）

第十條 附則第二條から前条まで、第十九條、第二十條及び第二十二條に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十一條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新備蓄法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新備蓄法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(土地収用法の一部改正)

第十二條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第五号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)

第十三條 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第六号中「第三十一條」を「第二十九條」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十四條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九十八号中「第十三條」を「第十六條」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十五條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の八十九の項中「第十三條」を「第十六條」に、「第十七條第三項」を「第二十二條第三項」に改める。

(非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正)

第十六條 非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一條第二号中「こと」の下に「地熱の探査及び地熱資源の開発に係るものを除く。」を加

え、同条第三号中「地熱の探査及び地熱資源の開発に必要な地質構造(熱源の状況を含む。)等」の「を」地熱を発電に利用するために必要な」に改める。

(地価税法の一部改正)

第十七條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第七号中「(石油の基準備蓄量等)」を「(石油基準備蓄量等)」に、「(基準備蓄量の同法第五條第一項)」を「(石油基準備蓄量の同法第五條第一項)」に、「(石油ガスの基準備蓄量等)」を「(石油ガス基準備蓄量等)」に、「(基準備蓄量の同法第二條第三項)」を「(石油ガス基準備蓄量の同法第二條第三項)」に改める。

(石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十八條 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項から第六項までを削り、同条第七項中「廃止日前に旧復旧法を」第二條の規定の施行の日(以下「廃止日」という。)前に同条の規定による廃止前の臨時石炭鉱害復旧法(以下「旧復旧法」という。))に改め、「(以下この項において「鉱業権者等」という。))及び「並びにこの条の規定によりなお従前の例によることとされる場合又はこの条の規定によりなおその効力を有することとされる場合における廃止日以後に旧復旧法の規定によつてした処分及び鉱業権者等が旧復旧法の規定によつてした手続その他の行為」を削り、同項を同条とする。

附則第三條第一項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「及び第九号」、第二條の規定の施行の際現に行われている旧構造調整法第二十五條第一項第十号及び第十号の二に規定する債務の保証については旧構造調整法第二十五條第一項第十号及び

第十号の二、第二十六條第二項第十号、第三十六條の十三並びに第三十六條の十五から第三十六條の二十までの規定、廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五條第一項第十一号に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五條第一項第十一号、第二十六條第二項第十一号、第三十六條の二十一並びに同条第三項において準用する旧構造調整法第三十六條の六及び第三十六條の八から第三十六條の十一まで並びに第五十三條(旧構造調整法第三十六條の二十一第三項において準用する旧構造調整法第三十六條の八第五号に係る部分に限る。))の規定、及び「廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五條第一項第十二号に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五條第一項第十二号、第二十六條第二項第十二号、第三十六條の二十三並びに同条第四項において準用する旧構造調整法第三十六條の六及び第三十六條の八から第三十六條の十一まで並びに第五十三條(旧構造調整法第三十六條の二十三第四項において準用する旧構造調整法第三十六條の八第五号に係る部分に限る。))の規定、廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五條第一項第十三号に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五條第一項第十三号、第二十六條第二項第十三号、第三十六條の二十四並びに同条第四項において準用する旧構造調整法第三十六條の六及び第三十六條の八から第三十六條の十一まで並びに第五十三條(旧構造調整法第三十六條の二十四第四項において準用する旧構造調整法第三十六條の八第五号に係る部分に限る。))の規定、廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五條第一項第十六号の二に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五條第一項第十六号の二、第二十六條第二項第十五号、第三十六條の二十八並びに同条第四項において準用する旧構造調整法第三十六條の八、第三十六條の

九及び第三十六條の十一並びに第五十三條(旧構造調整法第三十六條の二十八第四項において準用する旧構造調整法第三十六條の八第五号に係る部分に限る。))の規定」を削り、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に、「第三十六條の十一、第三十六條の十三第一項及び第二項、第三十六條の十五第一項、第三十六條の十六第一項、第三十六條の十七、第三十六條の十八、第三十六條の十九第一項及び第二項並びに第三十六條の二十」を「及び第三十六條の二十一」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項から第十一項までを削る。

附則第五條第一項中「旧賠償法」を「同条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法(以下「旧賠償法」という。))」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第七項までを削り、同条第八項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同項を同条第三項とし、同条第九項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同項を同条第三項とし、同条第十項中「こと」の下に「地熱の探査及び地熱資源の開発に係るものを除く。」を加

る改正前の石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う経過措置

第十九條 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う経過措置

関係法律の整備等に関する法律(以下「旧整備法」という。)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合又はなおその効力を有することとされる場合における旧整備法第二条の規定による廃止前の臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号。以下「旧復旧法」という。)の規定によつてした処分及び旧復旧法第五十二条の受益者、復旧工事の施行者又は関係人が旧復旧法の規定によつてした手続その他の行為については、旧復旧法第三条の規定は、なおその効力を有する。

第二十條 附則第十八条の規定の施行前に旧整備法附則第三条又は第五条の規定によりなお従前の例によることとされ、又はなおその効力を有することとされる旧整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号。以下「旧構造調整法」という。)又は石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十一年法律第九十七号。以下「旧賠償法」という。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、附則第十八条の規定による改正後の石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三条又は第五条の規定によりなお従前の例によることとされ、又はなおその効力を有することとされる旧構造調整法又は旧賠償法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)

第二十一條 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第六号イ中(次号口に掲げるものを除く。)を削り、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第十六条第一項及び第四項中(前条第一項第十四号)を(前条第一項第十三号)に改める。

第十七条第一号中「第七号」を削り、「第十

二号から第十四号まで」を「第十一号から第十三号まで」に改め、同条第二号中「第十二号及び第十三号」を「第十一号及び第十二号」に改め、同条第三号中「第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十一号」に改める。

る。)に係る補助
第八十五条第三項第一号イの次に次のように加える。
ロ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する交付金の交付

第十八条中「第七号イ、第十一号」を「第十号」に、「第十三号」を「第十二号」に改める。

第八十八条第一項第二号ニ中「チまで」を「トまで」に、「ハ及びト」を「ト及びチ」に改め、同号中ヨをタとし、トから力までをチからヨまでとし、同号ハ中「第八十五条第三項第一号ロからニまで」を「第八十五条第三項第一号ハからヘまで」に改め、同号中ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

第十二条及び第十三条 削除
(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正に伴う経過措置)

ヘ 第八十五条第三項第一号ロの交付金を附則第十三条中「第八十八条第一項第二号ト」を「第八十八条第一項第二号チ」に改める。

第二十二條 前条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の規定によりした処分、手続その他の行為は、第三条の規定による改正後の機構法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附則第十四条中「第八十八条第一項第二号ル及びワ」を「第八十八条第一項第二号フ及び力」に、「第八十八条第一項第二号ル」を「第八十八条第一項第二号フ」に、「同号ワ」を「同号力」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

附則第十五条中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十二条第一項」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法附則第六条第一項」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に、「附則第十三条第二項」を「附則第七条第一項」に改める。

第二十三條 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第八十五条第二項第一号ロ中「第三十一条」を「第二十九条」に改め、同項第二号ニを削り、同号ホ中「第十一条第一項第十二号」を「第十一条第一項第五号の規定に基づき行う事業(石炭に係るものに限る。）」及び同項第十二号」に改め、同号ホを同号ニとし、同号ハ中「第三十四条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同号中ヘをホとし、トをヘとし、チをトとし、同条第三項第一号中ニをヘとし、ハをホとし、同号ロ中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」の下に(平成十四年法律第四百四十五号)を加え、同号中ロをハとし、ハの次に次のように加える。

二 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十一条第一項第七号の規定に基づき行う事業(地熱に係るものに限

る。)に係る補助
第八十五条第三項第一号イの次に次のように加える。
ロ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する交付金の交付